

第二章 奈良市の成立

第一節 近代都市への胎動

1 町制の施行

市制・町村制と奈良 再設置運動が実を結んで、明治二十年（八六〇）十一月四日奈良県の再設置が決まり、さきの堺県令・元老院議官税所篤が知事に任命された。県庁には旧奈良師範学校があてられ、十二月一日その開庁式が行われた。奈良に県庁が戻ってきたのである。その四か月後の同二十一年（八六一）四月、「市制・町村制」が公布され、翌二十二年四月地方自治体としての奈良町が発足する。

市制・町村制は、財政能力を強め行政能率を高めることを目的に町村合併を強行したものだ、新しい町村の規模は、おおむね連合戸長役場の管理区域がその基準とされた（地域によっては分離併合や境域の変更が行われた）。奈良県では市町村制実施準備取調委員会を設置し、平田好添上郡外四郡長に町村合併の指導と促進を命じたが、各町村の代表者の協議によって、県知事あてに「町村合併願」を提出させるかたちをとって、これをすすめた。

県庁の所在地になったばかりの奈良では、市制施行を望む声が高かった。奈良県市町村制実施準備取調委員会は、同二十一年六月平田郡長に対し「奈良ヲ市ト為スノ得失」について、奈良市街および接続町村の戸数・人口、三か

年平均の町村費と協議上支出した公費、耕宅地山林原野の地価・地租・反別、共有財産の種類、納税人員と税額、三か年平均の地方税や戸長役場費、さらに市役所に要する費額の予算などの各項目にわたる調査と意見の上申を求めた。調査終了後、郡長・郡書記のほか戸長・町村会議員・県会議員中数名から成る諮問会が開かれたところ、接続村一八か村のうち、当時、大豆山町外四十二か町村戸長役場に所屬の法蓮村は、奈良市街の住民と「生計ノ常態ヲ異ニ」することを理由に奈良市街との合併を嫌い、「無人戸」の半田開村とともに法華寺村と合併することを望んだ。これをうけて平田郡長は九月十四日、知事あてにつきのようによに答申した。

市制之儀ニ付開申

奈良ニ市制施行ノ儀ニ付、曩ニ御内訓ノ趣ニ依リ町村会議員及名望アル者ニ就キ致諮問、則其景状ハ先般具申仕候処、其際接続村ノ内市制ヲ施行セラル、ヲ不可トシ市街ト分離致度旨申立候者有之、右ハ固ヨリ一小部分ノ村落ニ有之候ヘトモ市街施行上關係不少儀ニ付、尙更ニ懇諭シ市街ニ團結セシメ度存候付既往三ヶ年間ノ村費協議費ヲ取調他ノ村落ノ費額ト对照シ、而シテ市街ト經濟ヲ共ニスルハ接続村ノ不利ナラサル事、将来市街ト協同一致ノ必要ナル等ヲ及説示候処、法蓮村ヲ除ク外曩ニ不服ヲ唱ヘシ二三ノ接続村モ今ヤ市町村制ノ御主意ヲ了解シ、奈良市街ニ相合シ市制ヲ施行セラレン事ヲ申出候、然ルニ法蓮村ハ目今ニ於テモ奈良市街ト經濟ヲ合一致居候ヘトモ、元來該村ハ奈良市街人民ト生計ノ常態ヲ異ニシ經濟上町村制ノ方利便ナルニ付、隣接村法華寺村ト合併致度旨両村連署ノ上願出候付取調候処、両村合併候トキハ相当實力ヲ有シ獨立維持ノ見込相立候付、接続村ノ内法蓮村ヲ除キ其他拾七ヶ村ヲ市街ニ合シ市制御施行相成候様御詮議相成度此段意見上申候也但接続村ノ内、半田開村ハ無人戸ニシテ其地域タル殆ント法蓮村ニ相孕マレ有之ニ付、法蓮村ヘ合併ヲ至当ト見込候、則法蓮村外一ヶ村ヨリ此趣出願候ニ付願書進達置候、此段副申候也

明治二十一年九月十四日

第二章 奈良市の成立

奈良県 添上 添下 山辺 郡長 平田 好國

奈良県知事子爵税所 篤殿

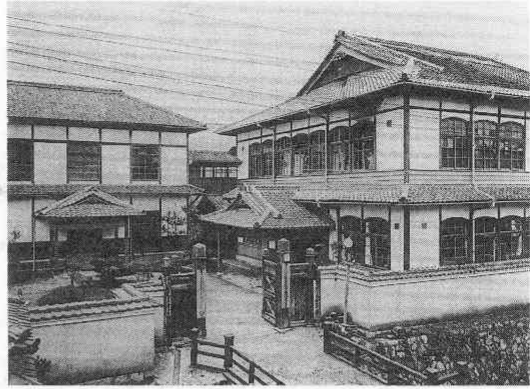
法蓮村は法華寺村と合併して「独立維持ノ見込」みであるから、法蓮村・半田開村を除く接続一六か村と市街を合わせて市制施行方ご詮議願いたいというのである。ついで同二十一年十二月五日、県会も脇野喜郎議員（添上郡）が提出した市制施行建議案を可決、政府に申請した。他方、市制の施行に反対する動きもあった。同年十二月七日、木辻町外三か町の有志総代連合議員らは市制施行に反対、松塚喜六を代表として「町村制設置建白書」を知事あてに提出、街衢がらみの体裁をなすものは数えるほどしかなく、合併に反対の村があつて規定に届かない、そのうえ殖産興業に活躍した家もなく、一流の学者・政治家も出ていないのは民智未開の証であり、神社仏閣も衰微しているし、政堂・学校・器械場も満足なもの一つもないから、市制よりも町制が適当だとしていた。

ところで当時、奈良市街および接続村の人口は表1にみられるように二万四六三二人、法蓮村のおよそ五八〇人を加えても

表1 明治21年 奈良市街・接続村の戸数・人口・土地状況

新	旧町村名	戸数		人口		田	畑	宅地	池沼	山林	原野	雑種地	合計
		戸	人	反	反	反	反	反	反	反	反	反	反
奈良	奈良市街	3,494	16,912	15,627	58,713	4,069,305	-	11,125	47,903	456,523	4,659,406		
	般若寺村	76	357	18,302	116,718	27,024	4,000	129,120	-	17,200	312,504		
	奈良阪村	178	902	539,817	258,310	52,900	18,904	2,345,614	2,017	173,717	3,391,419		
	川上村	17	180	456,413	74,029	7,511	11,902	3,483,524	13,522	150,414	4,197,525		
	雑司村	104	522	73,221	86,610	51,024	3,628	329,409	18,016	294,303	856,421		
	春日野村	35	215	12,317	46,502	11,523	2,422	2,235,616	13,206	877,102	3,198,828		
	水門村	35	255	14,312	34,709	19,503	0,010	2,923	11,524	7,822	91,013		
	高畑村	332	1,945	397,008	215,122	221,529	16,715	278,318	11,319	58,208	1,198,429		
	木辻村	148	618	198,018	.817	43,706	20,601	0,112	0,129	17,918	281,511		
	京終村	3	12	624,917	25,122	2,301	22,628	290,403	1,200	93,418	1,060,129		
町	肘塚村	62	307	131,812	4,415	16,815	11,922	253,829	87,114	26,029	532,216		
	城戸村	12	55	256,002	1,209	5,522	12,801	0,320	-	17,821	293,815		
	紀寺村	192	1,057	580,307	33,813	121,108	28,410	622,027	0,716	62,113	1,448,704		
	杉ヶ条村	29	136	61,005	-	12,129	5,501	-	-	-	78,705		
	三條村	68	321	493,628	17,927	20,901	18,322	-	-	4,407	555,327		
	油阪村	38	189	300,506	7,810	17,004	17,121	105,904	-	4,027	452,512		
	芝辻村	27	149	287,500	43,205	17,406	26,710	895,513	5,923	40,712	1,297,109		
	合計	4,850	24,632	4,441,202	1,025,523	4,717,701	222,017	10,984,317	213,009	2,302,224	23,906,203		

「町村制取調委員決議書」による。



旧奈良町役場（東寺林町）

二万五二〇〇余人で、市制施行の一応の標準人口三万人を大きく下まわっていた。このため県から内務省に照会したところ、十二月二日付で「置県後日猶浅ク将来之情況等未ダ認定相成兼候儀モ有之、旁他日適當之実況ニ進ミタル場合ニ於テ市制施行スルモ敢テ晩シトセ」（註）との内示があった。市制実現への動きもあったわけだが、結局のところ人口不足のため、奈良の市制施行は見送られることになった。

奈良町の成立

明治二十二年（（ハ））一月、県の町村制施行案が内務大臣によって認可された。奈良では市街地と接続村による従来の五つの連合戸長役場管理区内の町村を合併して（ただし法蓮村、半田開村を除く）、新しい「奈良町」を発足させることになった。同二十二年三月八日には、町制施行準備のための事務取扱官吏として、椿井町外三千四か町村戸長であった橋井善一郎が平田郡長から指命された。新町の役場は大字東寺林に置かれることになった（「奈良県令」第二十五号。四月一日まで。は大字東城戸で役場事務を取り扱った）。

こうして四月一日、奈良市街と接続村を合わせ一四七か町村による「奈良町」が成立したのである。これによって、従来の町村は大字としてその名を残すことになり、戸長役場制は終わりを告げたのであった。

新「奈良町」の成立によって、大字東寺林の東端北側（旧柳生藩屋敷跡）に町役場が設置され、橋井善一郎が町長事務取

扱に任じられた（明治二十二年四月十七日）。また、奈良町が発足して間もなく同二十二年四月二十六日には、管内大字名の改称が「奈良県令」第三十八号によって示された。旧町村名と改称大字名は、つぎのとおりである。

第二章 奈良市の成立

新町村名	旧町村名	改称大字名
奈良町	木辻町	東木辻
	木辻村	西木辻
	京終村	南京終
	京終町	北京終
	紀寺村	西紀寺

さて、法蓮村は半田開村とともに法華寺村と合併して「佐保村」となり、旧村はともにその大字となった。町村制の施行によって、添上郡には一町一七か村、添下郡には一町八か村の誕生をみた（奈良県では一八三町・一三〇六村が、一〇町・一四二村・二組合村に統合された）。現奈良市域に生まれた新しい村々をかかげておこう

（表2）
（参照）。

添上郡 佐保村（合併村数三）・東里村（合併村数八）・狭川村（合併村数五）・田原村（合併村数一五）・大柳生村（合併村数五）・柳生村（合併村数七）・東山村（合併村数八）・五ヶ谷村（合併村数八）・帯解村（合併村数六）・東市村（合併村数七）・明治村（合併村数五）・辰市村（合併村数三）

表2 町村役場位置・戸数・人口
（明治22年12月31日現在）

町村名	項	役場位置	戸数		人口	
			戸	人	人	人
奈良町	大字	東寺林	4,742	24,234		
佐保村	大字	法蓮	222	1,325		
東里村	大字	南ノ庄	277	1,432		
狭川村	大字	下狭川	222	1,151		
田原村	大字	横田	475	2,467		
大柳生村	大字	大柳生	421	2,135		
柳生村	大字	柳生	525	2,415		
東山村	大字	室津	366	2,078		
五ヶ谷村	大字	高樋	293	1,565		
帯解市	大字	今市	402	2,142		
東明市	大字	古永井	575	3,479		
辰市	大字	北永井	240	1,340		
大安寺村	大字	西九条	260	2,051		
大富雄	大字	大安寺	329	1,872		
平城	大字	中	654	3,745		
都跡	大字	秋篠	460	2,227		
平都	大字	横領	597	3,852		
伏見	大字	菅原	386	2,114		

『奈良県統計書』による。

・大安寺村（合併村数三）

添下郡 富雄村（合併村数五）・平城村（合併村数五）・都跡村（合併村数九）・伏見村（合併村数六）

奈良町の自治および分権の原則による地方公共団体となった新町村は、まず町村会議員を選ぶことにとり分町紛議かかる。当時の町村会議員の選挙権者は、公権を有する二五歳以上の男子で一戸を構え、二年以上その町村の住民であり、町村の負担を分任し、地租もしくは直接国税を二円以上納める者と、特別な多額納税者に限られていた（大正十年の改正で直接市町村税を納める者とし、（大正十年の改正で、大正十五年に納税要件が撤廃された。））。

さらに、この選挙は等級選挙であった。これは「選挙人中、直接町村税ノ納額多キ者ヲ合セテ、選挙人全員ノ納ムル総額ノ半ニ当ル可キ者ヲ一級トシ、爾余ノ選挙人ヲ二級トシテ」、各級ごとに定員の半数ずつを選挙する仕組みであった（（大正十年の改正で、町。議員は名誉職で任期は六年、三年ごとに半数改選となっていた。こうして町村内の有力者を集めて、いわゆる地方名望家支配体制の制度化がはかられたのである。））。

奈良町では町長事務取扱者の橋井善二郎が町会議員選挙掛長となり、明治二十二年（一九〇九）五月二十日・二十一日の両日にわたって、一級・二級各一五人（（総数三〇人））の議員選挙が行われた。

ところが、元椿井町外三十四か町村（（のち、外三十三か町村））・元中辻町外三十二か町村・元高畑村外十七か町村（飛鳥）の三戸長役場に属したいわゆる奈良町南方派は二七人の当選者を出したが、元押上町外二十か町村と元大豆山町外四十か町村（（のち、外四十一か町村））の両戸長役場に属した北方派はわずかに三人の当選者にとどまった。このため、これまでからの北方派と南方派の対立感情がにわかに盛り上がることになった。すなわち、「南部（元椿井・元飛鳥・元中辻戸長役場所轄）人民ハ常ニ奈良以南ノ各村ト営業ノ気脈ヲ通シ、同一奈良地ナルモ北部（元押上・元大豆山戸長役場所）ニ関スル事寡ク、北部人民ハ奈良以東ノ山村及ヒ山城ノ近村ト通商交業スレハ南部ニ係スル事モ亦鮮シ、其レ此ノ如ク

南部ト北部ハ慣習人情ノ異ナルヨリ、南部ハ確乎タル党与ヲ結ヒ戸数ノ多キヲ恃ミ北部ヲ圧抑セントスルノ傾向ヲ現セリ」(明治二十二年七月九日、分町請願書 奈良県庁文書)と、北方派は不満を高め、選挙の無効を訴えた。

そこで、郡長はさきの選挙の取消しと再選挙を命じた。六月九日・十日に再選挙が行われたが(北方派の当選者は一〇)、南北双方の対立は深まるばかりであった。ついに同年七月九日、北方派の住民九一五人が連署して県知事あてに「分町請願書」を提出し、奈良町を分割して「北奈良町」として独立したい旨を訴えた。「請願ノ要旨」をかかげよう。

請願ノ要旨

前頭ノ次第ナルヲ以テ、元押上町外二拾ヶ町村戸長役場部内并ニ元大豆山町外四拾ヶ町村戸長役場部内ヲ併セ、南部ト称スル元樺井飛鳥中辻ノ三戸長役場部内ヨリ分離シ、北奈良町ト称シ独立セシメラレ度、別紙第三号以下独立資格ニ緊要ナル調書相添、此段奉請願候也

明治廿二年七月九日

当時の奈良町の紛議について、同二十二年七月三日に『東雲新聞』は、つぎのように報じていた。

和州奈良町にてハ町会議員選挙の事に付き南北の二部に於て議論二派に別れ、南部の方よりハ屢々選挙取消しの訴訟を起し、北部の方よりハ南北の町名を分離せん事を同県庁に請願し兎角双方の間に紛擾絶えず、之が為め未だ新町役場も開けざる由なるが、北部方即ち元大豆山・押上両役場の戸長青田甚三郎氏を始め用掛の人々ハ今度悉く辞表を出したるに、同所の惣代諸氏も引続き辞職せんと言ひ居る由なり

「北奈良町」として独立したいとの北方派の願いであったが、町村編制法によって合併が認められた奈良町を分割することは不当であるとのこと、請願は却下された。このような経過があつて、もはや止むなしということ

あつたらう。同年七月末には、両派の紛争もようやくおさまることになった。

町政の展開

「町村制施行手続」（町村制取調委員決議書）（奈良県立奈良図書館蔵）では、新議員による町村会において町村条例や緊急の規則等を議定し、さらに町村長および助役を選挙することが決められていた。奈良町では、南北両派の紛争がともかくもおさまったことで、明治二十二年（一九〇九）七月に町会を開催し、奈良県再設置運動に尽力した中村雅真を名誉町長に選んだ。（町村制第五十五条では、「町長及助役へ名誉職トス、但第五十（六条）有給町長及有給助役ハ此限ニ在ラス」と定められていた。助役に橋井善一郎、収入役に飯田吉平が選ばれて町政の要となる三役がそろった。その後、事務多端のため助役を増員することにし、認可を得て青田吉三郎を選任している。したがって、先任の橋井善一郎が第一助役、青田吉三郎が第二助役として、事務に当たった。

さて同年八月、これまで奈良市街および接続村におかれていた五か所の連合戸長役場の元戸長から中村雅真町長への事務引継ぎが行われ、本格的に奈良町政が始動することになった。同月には、町長・助役・収入役・書記の使用する提灯や徽章がきめられている。同二十五年（一九一〇）三月、町役場処務規程が制定され、町長のもとに第一課と第二課が置かれた。第一課は一般行政事務を担当し、第二課は町会計・財政を担当したのである。

ところで、奈良町の一四七か大字は五区に分けられ、区ごとに区会が設けられていた。これはもとの五つの連合戸長役場が、それぞれ特別財産をもっていたためで、区会は、その区内の財産や営造物についての事務を審議し、議決することをおもな任務としたのであった。

「町村制」の施行によって、町村は地方公共団体としての独立の地位を与えられたものの、自治には大きな制約があった。議事機関である町会も、議長は町長が兼ねることにきめられていたし、条例の制定や改廃にも内務大臣の許可が必要であった。また、重要な事柄はすべて監督官庁の許可を必要とした。したがって、町長は地方公共団

第二章 奈良市の成立

表3 奈良町各年度別 歳入決算表

科目 年度	収財産 ヨリ生 スル 入	使用料 及手 数料	雑 収 入	前 年 度 繰 越 金	交 附 金	県 税 補 助 金	寄 附 金	町 税	計
明治22			1,209.320		84.844			6,879.332	8,173.496
23	11.000		1,625.305	168.852	130.348		87.500	8,229.968	10,252.973
24	16.000	11.000	1,684.217	58.800	126.346			8,482.408	10,378.771
25	12.000	13.000	3,191.700	52.503	443.007	307.491		10,631.352	14,651.053
26	24.000	22.000	1,512.550	257.900	493.680	191.581	406.545	11,749.772	14,658.028
27	24.000	16.000	12,435.848	494.806	516.550	132.663		10,584.500	24,204.367
28	23.218	18.529	4,742.533	973.438	589.663			14,952.568	21,299.949
29	53.592	18.529	32,705.061	1,115.405	645.395	516.466	1,252.978	17,167.681	53,475.107
30	80.000	131.829	10,771.644	888.332	642.274	790.230	100.000	25,403.833	38,808.142

旧『奈良市史』による。

表4 奈良町各年度別 歳出決算表

科目 年度	経 常 費											臨 時 費	総 計		
	役 場 費	会 議 費	土 木 費	教 育 費	衛 生 費	救 助 費	警 備 費	勤 業 費	諸 税 及 負 担	雑 支 出	予 備 費			基 本 財 産	計
明治22	2,264.820	199.800	-	3,864.000	314.800	20.000	232.772	15.000	192.304	1,000.000	70.000	-	8,173.496	-	8,173.496
23	3,174.610	246.650	529.236	4,331.200	996.930	20.000	303.990	25.000	625.357	-	-	-	10,252.973	-	10,252.973
24	2,547.900	203.200	594.036	4,484.840	373.550	40.000	305.840	25.000	576.455	207.950	1,020.000	-	10,378.771	-	10,378.771
25	3,214.505	128.300	891.863	4,871.763	283.100	40.000	398.860	145.000	815.481	83.674	766.000	-	11,638.546	3,012.507	14,651.053
26	3,501.643	456.800	1,196.362	5,119.422	270.100	38.000	305.900	200.000	801.762	134.388	1,260.000	-	13,284.377	1,418.660	14,703.037
27	3,415.710	467.800	856.703	7,021.988	512.000	41.000	305.900	80.000	1,871.608	10,163.406	985.000	344.360	26,065.475	-	26,065.475
28	3,551.270	520.000	675.200	7,959.025	877.800	41.000	242.850	80.000	1,871.608	3,240.033	999.000	351.404	20,409.190	890.758	21,299.949
29	5,330.342	688.000	1,143.448	10,814.690	582.800	60.000	361.350	122.000	44.946	5,834.391	1,095.000	430.263	26,507.230	26,967.878	53,475.108
30	5,831.760	383.500	1,248.150	13,113.912	688.900	20.000	213.000	190.000	36.169	7,940.854	675.000	428.183	30,769.428	8,039.714	38,809.142

旧『奈良市史』による。一部修正。

体の執行機関の権能をもってはいたが、国・県などの上級機関からの行政委任事務を多く受け持ち、役場がその仕事に当たった。

表3と表4は、奈良町の発足から明治三十年（一八九七）にいたる歳入・歳出の決算表である。町政進展の大きさが察せられよう。これによると、歳入のうち町税（地価割・営業割・戸別割・徴収）の占める割合は、年度によって差異はあるが比較的高い。いっぽう、町長はつねに上級機関から戸籍・

兵事・伝染病予防・教育などの仕事の指揮命令を受けていたので、それらの委任事務に要する費用を含め、歳出では役場費と教育費が目立っている。たとえば明治二十五年度の経常費についてみると、役場費は三二一四円五〇銭五厘、経常費歳出額の二七・六割を占め、教育費は四八七一円七六銭三厘、同じく四一・九割を占めている。その後の各年度も、ほぼ同様の傾向がうかがえる。勸業費など産業の振興や社会福祉関

表5 歴代の奈良町長・助役・収入役

町		長	
(町長事務取扱)			
橋井善二郎	明治22年4月～	明治22年7月	
中村 雅真	同 22年8月～	同 23年12月	
橋井善二郎	同 24年1月～	同 25年11月	
青田吉三郎	同 25年12月～	同 26年3月	
青田吉三郎	同 26年7月～	同 29年4月	
小林 駿藏	同 29年6月～	同 30年4月	
松井 元淳	同 30年4月～	同 31年1月	
助		役	
橋井善二郎	明治22年7月～	明治23年1月	
青田吉三郎	同 22年10月～	同 25年11月	
松岡 恒三	同 23年4月～	同 25年10月	
井戸 義光	同 25年2月～	(退任期不詳)	
松宮 宇七	同 26年1月～	同 26年3月	
松宮 宇七	同 26年7月～	同 29年4月	
陶山郁二郎	(就任期不詳)～	同 30年6月	
植村 久義	同 30年7月～	同 31年1月	
陶山郁二郎	同 30年7月～	同 31年1月	
収		入 役	
飯田 吉平	明治22年7月～	明治23年11月	
松田 繁三	同 23年11月～	同 26年3月	
松田 繁三	同 26年6月～	同 29年4月	
柴田 正真	同 29年7月～	同 31年1月	

表6 奈良町の戸数・人口の推移

年次	種別	
	戸数	人口 (指数)
明治22年	4,742	24,234 (100)
23年	4,681	23,939 (99)
24年	4,779	24,674 (102)
25年	4,839	25,253 (104)
26年	4,951	25,510 (105)
27年	5,083	26,619 (110)
28年	5,161	26,874 (111)
29年	5,435	29,125 (120)
30年	5,488	29,498 (122)

注 12月31日調、『奈良県統計書』。

旧『奈良市史』。

係への支出が乏しいのは、当時一般の実情であつたろう。

次節で述べるように、明治三十一年（八六〇）待望の市制が実現するが、表3・表4でみるように奈良町発足以来、町の財政は年とともに充実、町政はさしたる問題もなく順調にすすんでいった。町制時代の三役は、表5のとおりである。

この間、町の人口もしだいに増加し（表6）、同三十年には市制施行に必要な三万人近くを数えるようになった。

明治三十年には「郡制」施行にそなえて、従来の県内一五郡が一〇郡に統廃合され、各郡に郡役所が設置された。同年四月一日、添上郡役所は奈良町に、旧添下・平群両郡合併による生駒郡役所は郡山町に開庁をみている（奈良県の「郡制」施行。は明治三十年八月一日）。

2 産業の推移

沈滞から 明治のはじめ、奈良の産業は活気を失って沈滞していた。かつて隆盛を誇った奈良晒は、明治維復興へ 新を迎えていちだんと衰退の歩みを早め、酒や武具にいたっては衰微してすでに久しいものがあ

り、わずかに墨が命脈を維持しているに過ぎなかった。「近年晒大二衰へ筆墨モ従前二霄壤ス（天と地の開）」（中略）
たのむところは春日大仏の諸勝ノミ（「日新記聞」第十号）（明治五年九月廿日）

そのうえ奈良には、京都の歴代知事がすすめたような殖産興業政策がとられなかったし、明治九年（八七〇）以降、奈良県が堺県・大阪府に合併されたことも災いした。明治維新で王城の地を東京に譲った京都が、「第二の奈良になる危機を救ったのは、郷土産業とその近代化であった」といわれるが（林屋三郎、「京都」）、奈良にはそうした活力のある郷土産業がなく、その近代化をすすめるべくもなかったのである。奈良が近代化に立ち遅れた要因も、まさにその

点にあったということができよう。

奈良の産業が発展への手がかりをつかむのは、奈良県の再設置によって県庁が戻り、鉄道が通じるようになった明治二十年代に入ってからである。これを代表したのが蚊帳・蚊帳地であった。いま明治二十九年（一九〇六）の「特有産物製出額」（旧『奈良市史』）をみると、表7のとおりで、蚊帳・蚊帳地の生産額が他をぬきんでて先頭に立っている。そのほか、綿織交織・麻織物・木綿織が上位を占め、この時期の産業としては、蚊帳・蚊帳地を中心とする織物業が圧倒的優位を占めていることがうかがえる。ついで墨・漆器・筆・団扇・湯葉というところだが、漆器や筆は明治になってから台頭してきたものである。

明治四十年（一九〇七）の統計によると（明治四十一年十月「奈良市統計要」）表8にみられるように、二十九年に倍する

多様な品目があがってきているが、生産額についてみれば、大勢は一〇年前とはほとんど変わりはなく、酒類の生産が伸び、指物や履物が頭を出しているのが目をひく程度である。ついでながら、陸軍大演習の際、明治天皇に奉獻

表7 明治29年（1896）度 特有産物製出額

種 別	製造戸数	数 量	価 格	前3年間平均産額ヨリ増加額		
				数 量	価 格	
織物	木綿織物	7	20,300 <small>疋</small>	9,338,000 <small>円</small>	5,850 <small>疋</small>	2,691,000 <small>円</small>
	綿交織物	33	38,247	35,569,710	12,500	11,625,000
	麻織物	11	5,333	23,998,500	280	126,000
蚊 帳		27	51,940 <small>張</small>	103,880,000	18,040 <small>張</small>	3,680,000
蚊 帳 地		27	323,390 <small>疋</small>	142,292,000	73,390 <small>疋</small>	32,291,600
漆 器		27	31,400 <small>個</small>	27,120,000	7,280 <small>個</small>	6,260,800
筆		58	2,520,000 <small>対</small>	20,160,000	386,500 <small>対</small>	3,092,000
墨		26	5,462,000 <small>挺</small>	99,876,000	1,114,400 <small>挺</small>	20,059,200
団 扇		6	640,000 <small>本</small>	8,290,000	60,000 <small>本</small>	774,000
角 細 工		5	165,375 <small>個</small>	3,307,500	16,850 <small>個</small>	337,000
紙 製 鹿		18	324,000	2,592,000	16,000	126,000
奈 良 人 形		5	13,200	1,320,000	1,950	195,000
湯 葉		16	1,555,200 <small>本</small>	7,464,960	20,848 <small>本</small>	964,076
銘 酒		5	97.8 <small>石</small>	6,846,000	3.1 <small>石</small>	217,000
奈 良 漬		11	650 <small>樽</small>	4,500,000	150 <small>樽</small>	1,038,000

旧『奈良市史』による

第二章 奈良市の成立

した『奈良県統計要覧』(『奈良県政七十年史』所収)があげる明治四十年の特殊物産六品の中に、奈良の「筆墨(筆墨)」「二六万二二〇〇円、「漆器(根菜)」「七万七二三〇円、「陶器(焼赤唐)」「八八七〇円が並んでいる(他の三品は、大和木綿五九八万三九七円、三輪菜種一四万三〇〇九円、北條茶釜三万五八〇円)。

しかしながら、当年の工場数は一七、職工数は三五〇人(男三二八)と少なく(家内労働者は含まれ)、京阪神に比べると、近代工業の発展は大きく立ち遅れていた。伝統産業の比重が高く、家内労働に依存する部分が大きかったのである。したがって商業活動もそう活発でなく、銀行を除いては目ぼしい企業も現れるまでにはいたっていない。

奈良蚊帳 かつて「南都随一」の産業として盛大を誇った奈良晒は、明治維新を迎えて決定的な打撃を受けた。最大の顧客であった武士階級が消滅したからである。明治十五年(一八八二)には、年産五、六

表8 明治40年(1907) 工産物

種別		数量	価格
織物	白及び綿并-織色木綿	412,980 ^㉔	119,465 ^㉕
	厚司地	20,165	23,866
	綿フランネル	1,092	4,148
	綿蚊帳	760,524	151,105
	綿蚊帳	71,120 ^㉖	135,128
	片麻布	110,200 ^㉗	82,650
	片麻蚊帳地	60,300	30,150
	片麻蚊帳	4,000 ^㉘	16,000
	晒麻布	20,230 ^㉙	63,210
	綿麻布	16,000	45,600
	両麻蚊帳地	16,000	12,000
	両麻蚊帳	1,000 ^㉚	6,000
	その他	1,750	5,600
	計	1,418,149 ^㉛ 76,120 ^㉜	695,922
品名		数量	価格
墨		7,575,000 ^㉝	151,500 ^㉞
筆		4,052,000 ^㉟	101,300
漆器			100,580
漆団扇		925,300 ^㊱	11,204
奈良漬			25,300
刀剣		43,300	21,650
角細工			18,300
彫刻			14,500
足袋		127,200 ^㊲	20,332
酒類		3,207 ^㊳	128,180
菜種油		170	8,500
醬油		613	9,808
蠟燭		94,150 ^㊴	26,362
指物			75,800
湯葉子		1,241,000 ^㊵	9,528
菓			31,420
瓦		378,500 ^㊶	8,500
鑄物			25,300
桶樽類			24,300
輸出莫大小シャツ及び靴下		28,800	27,590
履物		234,000 ^㊷	51,480
燐寸		294,000 ^㊸	5,292
刷子		2,180 ^㊹	2,616
傘		23,500 ^㊺	7,990

明治41年10月「奈良市統計要覧」。

〇〇〇疋(一疋は)にとどまり、その後肌着に活路を求めたものの「餅其他色物ノ産出ナキヲ以テ其業者シキ發達ヲ見ザル」(明治四十一年農商務省商工局 各府県輸出重要物品調査報告)ばかりか、むしろ衰退した。

奈良晒にかわって登場した特産が蚊帳地であり蚊帳であった(以下総称して奈)。江戸時代の中ごろから柳生に近い邑地で蚊帳がつくられ、邑地蚊帳としてわずかながら世に出ていたが、これは布目川沿いの畑で栽培されていた苧麻を原料とする麻蚊帳で、奈良蚊帳に直接つながるものではなかった。

明治二年(一八七〇)奈良田中町の上久保コトが、横に麻糸、縦に木綿糸を使った片麻蚊帳を創製したと伝える。自家用の蚊帳地を織るにあたって、たまたま麻糸が不足したので木綿糸でその補いをしたものらしい。明治五年、中尾宗平・杉本甚七・石田宗三郎の三人が、紀寺町の質商日銭屋がその処置に困っていた質流れの南京苧を買取って片麻蚊帳を製織、世に出すにいたった。ついで明治十年ごろ、のちに奈良蚊帳の主流になる綿蚊帳が現れた。小西町の勝村直助が、経緯とも紡績綿糸を用いた綿蚊帳地をつくったのである。紡績糸は、手紡糸に比べて細く、太さも均一なので、綿蚊帳といってもそうゴツゴツした厚手のものになる心配はなかったのである。勝村につづいて石田宗三郎・田中喜八の二人も綿蚊帳の製織を手がけるようになり、片麻蚊帳に並んで綿蚊帳も発展の緒につくことになった(奈良麻布蚊帳商業沿革百二十年史)。麻蚊帳や片麻蚊帳に比べて、値段の安いことが綿蚊帳の強味であったが、麻のさわやかな感触をなつかしむ風が強く、明治三十年ごろまでは綿蚊帳よりも麻蚊帳や片麻蚊帳が喜ばれたという。

奈良蚊帳の生産が伸びるにつれて、奈良晒の間屋が蚊帳を扱うようになってきたのは自然の成行きであった。明治十七年の『大和名勝豪商案内記』によれば、奈良晒の間屋が軒なみ蚊帳の卸商を兼ねている。たとえば、南魚屋町の高坂惣七は「奈良晒綿布蚊帳国産木綿卸商」、二元林院町の中川政七は「奈良晒蚊帳卸商」とある。

明治十年代にはほぼその基礎を固めた奈良蚊帳は、蚊帳の需要が伸びていく時期だったこともあって順調に発展

した。明治二十四年、勝村直助ら二〇人の業者が「相互の利益を増進」する目的で同業組合をつくったが、業者といても、奈良晒や木綿などを併せて取り扱う者が多かった（（ふとん・足袋の類を）扱っている者もある）。この年、蚊帳地の仲買商人も奈良製蚊帳仲買業組合を結成している。この前後、奈良蚊帳の行商人の中に、天井のない蚊帳を売りつける者があつたりして、いちじ奈良蚊帳の信用を落とすことがあつた。こうした粗悪品の製造販売を取り締まる必要もあつて、県当局は、明治二十八年奈良交織麻布蚊帳業取締規則を定め、品質の向上についてその指導に当たつたりしている。業者の方でも、さきの同業組合と仲買業組合を基盤に、この年奈良蚊帳片麻布同業組合を組織して製品の検査を始め、翌二十九年には、地域を奈良県全体にひろげて奈良交織麻布蚊帳組合に改組、さらに明治三十三年、重要物産同業組合法の発布により、奈良麻布蚊帳同業組合を結成、翌年から新しい活動に入った。当時の組合員は表9のとおりである（（ただし、この数字には、奈良蚊帳だけでなく、奈良晒の業者も含まれており、奈良市のほか他の地）域の業者も含まれている。大和緋の業者で綿蚊帳の生地製造にたずさわる者もあつたからである）。

明治三十年代を迎えて、綿蚊帳は、片麻蚊帳をおさえて奈良蚊帳の主流の地位を占めるようになった。蚊帳の製造工程は、製織・染色・縫製（仕立）の三つに分かれる。当時生地の製織は、農家などの婦女子の賃織りによつていた。蚊帳業者（蚊帳屋）は、賃織りさせた蚊帳地や仲買を通じて入荷した蚊帳地を染屋に出し、染めと糊付けの終わった蚊帳地を町家の子女に賃縫いさせ、仕立てあがつた蚊帳を各地の間屋に送つたり、行商人を通じて売りさばいたのである。

蚊帳には、一部「ぼかし」（（幅の方を空色に）染めてぼかし）や白色のものもあつたが、多くは萌黄色の青蚊帳であつた。はじめのころ、染色後の乾燥は天日によつていた。しかし天日乾燥では、天候が悪いと多数の需要に応じきれない難点があ

表9 明治34年（1901）
奈良麻布蚊帳同業組合員数

仲買業	47 [^]
生地製造業	165
染色業	8
行商業	63
経緯業	44
仕立業	3
計	330

『奈良麻布蚊帳同業組合三十年史』による。

るし、乾燥中に色があせるといふこともおこる。そこで、勝村直助と田畑孝七の兩人が、蒸氣力を利用した染物乾燥機の製作を思いたち、一年がかりでこれを完成、西木辻に工場をつくった。片麻布の乾燥はうまくいったが、蚊帳地の乾燥には不向きで、実用化にはいたらなかった。そのため勝村は、明治三十四年ドイツ式粗布乾燥機三台を購入して染工場(勝村色染 合名会社)を創設、乾燥機による染色を始めた。この結果、滋賀県や福井県からも奈良へ注文がくるようになったという。やがて明治末年には、高坂惣七・杉山嘉平らの奈良染布株式会社や新村末治郎の染工場も現われ、天日乾燥はしだいにその姿を消していった。

日露戦争のため、いちじ取引きが不振になり、蚊帳地の生産は、戦前の二分の一の七万疋(二疋は)に減少、休業者も出たりしたが、戦後はかえって販路が拡大、急速に生産が拡大した。需要の増大にともない、製織に動力織機が用いられるようになった。木奥由松・稲田友次郎らの奈良織物会社がその早い例とされる(他に山辺郡の永曾庄次郎の工場もできた)。賃織りと並んで、蚊帳地の工場生産も行われるようになったのである。こうして明治末年には、蚊帳地生産は五〇万疋を突破するにいたった。

このころ業界が活況を呈していたことは、杉ヶ町の綿布工場が、蚊帳製造の繁忙期である二月から六月にかけての間、蚊帳地の生産に切り換えたといふことからもうかがえる。また、南風呂町の染工場では、乾燥機九台を運転六〇人の女工が朝の五時半から夕方の六時まで働き、一日に約三〇〇〇疋の蚊帳地を染めあげたという。

墨 と 筆 江戸時代の中ごろ以後、伝統産業の中で墨だけは衰退をまぬがれ、明治を迎えることができた。

明治五年(一八七二)の生産高は、上墨四九万五五八挺、中墨一四七万二六六挺、下墨六二九万五八九二挺の計八二六万一七一六挺、製墨業者は四六人を数える。生産高別にこれを整理すると表10のとおりで、最高の二人は五〇万挺近い生産をあげているが、最低の一人は八三〇〇挺と格差が大きく、一〇万挺以下の業者はほ

とんど下墨だけの生産である（『壬申年分製墨』
（總數書上帳））。

当時は、まだ油煙墨一色でなく松煙墨もつくられていた。紀州の松煙が京阪地方に流れて入手がむずかしくなったためである。明治五年大森兵助ら一人が松煙商社を設立、仕入れた松煙を社中が入札して荷主・落札人双方から三分五厘の口銭を取ろうと企てたところ（四歩は商家營業入費にあてる）、宮武佐平ほか二人が、そんなことになれば上質の松煙が入りにくくなるばかりか、松煙したがって墨が高値になって奈良墨の衰退につながるとしてこれに反対、県に陳情する事件がおこっているが、その結果どうなったかは不明である（宮武家文書。明治二十七年参。良松樹取扱株式会社ができる）。

すでにこのころ「京坂并追々諸国ニ製墨開商之もの」（文書家）が現れてきていたという。そうした情勢に対応するためもあってか、明治十三年奈良の製墨業者一同四人が、奈良墨の品質向上のため同業組合永香組を組織したが、「新規開業者出来該組合ノ外ニ在テ不正ノ品ヲ製出セシ向モ」あるというので、明治十六年大森兵助ほか三人が、永香組にかえて新たに奈良製墨業組合を結成（大正二年奈良製墨同業組合に改組。昭和十三年工業組合となる）、取締まりを強化している。なお、翌十七年の『大和名流誌』には、製墨家三六人の名がみえる（他に「諸匠」として「墨」の形刻に三人が出ている）。

明治二十五年（八六〇）当時、奈良の三七軒以外にも、東京・京都・伊勢に各一軒、大阪・香川に各一軒の製墨業者があったという（間瀬謙平『奈良の伝統工芸』。他に伊勢の（白子・鏡鈴鹿市）に工人八人がいたという）。製墨業における奈良の圧倒的優位がうかがわれる。二十九年の業者二六、生産高五〇四万挺余、明治五年に比べて落ち込んでいるが、前三年平均産額に対し一一二万四四〇〇挺の増、生産が上向きになっていることがうかがわれる。その後の状況は表11にみられるとおりだが、製造高についてみるかぎり、大正期に向かって安定的な成長をみせている（明治四十二年（大正三年）間の製造数の落ち込みがいついかなる理由によるものか不明。あるいは統計処理のうでで異同があったのかもれない）。

表10 明治5年(1872)
生産高別製墨業者数

生産高	製墨業者数
50~40万 ^挺	3 ^人
40~30	3
30~20	10
20~10	11
10~5	9
5万以下	10
計	46

表11 墨の生産状況

	製造戸数	職従事者	製造数	製造高
	戸	人	挺	円
明治31年	22	162	5,542,000	138,550
33年	22	164	5,556,000	138,900
34年	22	164	5,660,000	139,000
35年	22	176	5,558,000	83,370
36年	22	175	5,560,000	139,000
37年	22	174	6,350,000	146,050
38年	22	176	7,520,000	150,400
39年	22	178	7,568,000	151,360
40年	22	180	7,575,000	151,500
41年	22	182	7,588,000	151,760
42年	22	190	953,200	190,640
43年	23	195	1,283,100	192,465
44年	23	196	1,387,000	194,180
大正元年	32	224	2,645,000	211,600
2年	32	225	2,783,680	222,688
3年	32	225	2,785,200	222,816
4年	32	230	9,267,000	278,010
5年	36	252	13,300,000	353,248
6年	36	206	14,100,000	430,050
7年	36	208	5,319,447	324,842
8年	32	182	14,600,000	680,000
9年	28	167	1,460,000	685,500
10年	28	165	1,518,300	759,150
12年	28	160		728,450
13年	38	177		859,000
14年	41	158		1,299,368
15年	43	190		1,358,751
昭和2年	40	191		709,700
3年	41	182		743,030
4年	35	180		941,855
5年	41	254		716,785
6年	44	325		956,000
7年	44	328		1,154,522
8年	44	256		1,070,049
9年	44	261		1,119,680
10年	44	268		1,199,299
11年	44	268		1,221,688
12年	43	259		1,123,800
13年	43	262		1,155,000

安彦勤吾『奈良の筆と墨』による。

その成長を支えたのは、後述の筆同様、小学校における習字教育であった。明治五年の学制発布の際、習字（書き方）が正課にとりあげられて以来、三十二年に読書・作文・習字が国語に統一されたのちも、習字は正課からはずされることがなかったのである。就学率の向上にともなって、筆墨の生産が順調に伸びていったということができらる。

そのころの製墨原料については、「墨の原料たる油煙及松煙は、県下及紀州産、膠は本県及河内産、阿膠竝に香料は大坂商人の手を経てシナ（中国）産を輸入せり」（大正三年『奈良県産業案内』）とある。表12にみられるように、一〇人以上の職工をもつ工場は少なく、多くは零細経営であった。墨つくりは、暑い時期を避ける。秋から翌年夏近くまでが作

業期間であった。そのため、職工には讃岐・但馬・伊勢からの季節的労働者も多く、そのまま奈良に住みついた者も少なくなかったという。職工の賃金は、「毎年製墨着手前（凡九月）……製墨職工ト此組合中ト雙方立会ノ上取究其定額ヲ以テ支払フ」（奈良製墨業組合規約第十一條）ことになっていた。賃金をめぐって、明治三十三年二週間近くストライキが行われ、大正元年（明治四十五年一九二五年）九月には「市内製墨職人が一致団結して示威運動を行った」といった記事もみえる（『新報』）。

明治四十二年（一九〇九）の製墨業の状況について『奈良朝報』は次のように報じている（五月十一日）。

奈良製墨同業組合員は三十名にして形師七、仕立師四十三名、職工百四十人、同見習四十人なり、形師は自宅就業者にして、一日一円乃至一円五十銭の工資を得、仕立師は六十銭乃至七十銭位、職工は上等一円廿銭、中等八十銭、下等六十銭位なり、一ヶ年の生産高は一千四百万挺にして、価格は三十五万円なり（表上と数字が合わない）、尚ほ職工一人一ヶ年の製造高は平均十万挺にして、一挺の価格平均二銭五厘なり、製朱業者は四戸なり、一戸一ヶ年の生産高十八万挺にして一挺の価格平均五銭五厘なり。

ここに製朱業者とあるのは朱墨業者のことで、朱墨とともに朱肉（朱色の印肉）の製造にも従い、その経営を成り立たせていたのである。

墨とともに習字教育と結びついて成長した伝統産業に筆があった。早くから筆づくりが行われていたとみられる

表12 製墨工場・職工数の推移

	工場数	職人数	職人10人以上の工場数
明治36年	25	189	3
37年	24	180	4
38年	25	186	5
39年	24	182	4
40年	24	184	5
41年	24	188	6
42年	24	197	5
43年	25	202	6
44年	25	203	6
大正元年	34	231	6
2年	34	232	7
3年	33	226	4
4年	35	235	4
5年	39	259	3
6年	37	208	4
7年	38	212	4
8年	28	182	2
9年	29	167	3

『奈良県統計書』による。

表13 筆の生産状況

	製造戸数	職従事者	製造数	製造高
	戸	人	本	円
明治31年	31	165	2,950,000	32,450
33年	35	186	3,200,000	41,600
34年	40	205	3,500,000	45,500
35年	45	210	3,501,000	45,513
36年	50	220	3,600,000	46,800
37年	48	208	1,655,000	43,030
38年	49	202	3,210,000	64,200
39年	49	203	3,245,000	64,900
40年	75	260	3,247,000	81,175
41年	87	273	4,052,000	101,300
42年	92	303	4,531,000	113,275
43年	98	311	4,857,000	121,425
44年	105	316	5,496,000	137,400
大正元年	111	324	6,553,000	150,719
2年	112	335	6,634,200	152,587
3年	115	341	6,636,300	152,635
4年	120	355	9,365,000	215,395
5年	192	449	13,056,000	313,440
6年	239	519	15,014,400	360,345
7年	209	546	15,520,000	425,500
8年	198	598	23,496,000	610,896
9年	218	635	25,845,600	671,985
10年	207	603	12,276,600	638,386
12年	187	262		1,228,710
13年	198	314		880,130
14年	195	323		877,716
15年	195	339		900,079
昭和2年	139	250		558,380
3年	135	250		550,400
4年	135	240		340,500
5年	135	242		528,700
6年	130	235		505,750
7年	143	271		746,000
8年	193	442		831,145
9年	193	445		831,761
10年	194	448		869,524
11年	194	450		869,735
12年	192	438		784,000
13年	190	428		995,000

安彦助吾『奈良の筆と墨』による。

が、奈良の名産と目されるようになるのは幕末の「大和細見図」あたりからである（『奈良市史』通史）。幕末から明治にかけて、奈良の筆職として名を馳せたのは、森川杜園とも親交のあった川勝亀松（一八一八—一八九八）であった。彼は筆定を名のり、多くの筆匠を育てて、奈良筆の発展に貢献した。

すでに明治元年（一八六六）、少なくとも七軒の筆問屋があったことが知られる（藤田文庫）。明治十七年の『大和名勝豪商家内記』に二軒の製筆所が出ているが、そのうち「筆製造所」嶋田常次郎の看板に「東京筆取次製筆所」とみえる。製筆業者は筆商を兼ね、筆商の多くは東京筆など他国の筆も取り扱っていたのであろう。筆商は出入りの筆職に注文して筆をつくらせていたが、明治二十四年筆屋の水谷嘉六（章徳堂のち「あかしや」）は椿井町に製筆所を設け、筆定を

職長に招いているし、程なく松栄堂も中筋町の製造本場のほかに北魚屋町に支場を設け、職人二八人を使って年に八〇万本余りの筆をつくっていたという。

明治三十年代以降着実に生産を伸ばし、大正五年（五〇）には製造高が一〇〇〇万本を大きく突破する（表13）。

大正元年（明治四十五年）の製造戸数一一一戸、職工数三二四人、職工の約三分の一にあたる一〇六人が女性であるのが注目される。当時の原料については「毛はシナ朝鮮北方より供給を受け、軸は県内産を用ゆ」とある。なお、奈良市のほかでもわずかながら筆づくりが行われており、製造戸数八（添上部二、生駒郡四、磯城郡二、高市郡一）、職人一三人を数えている（『奈良業

案内』なお、墨と筆については、安彦勲著『奈良の筆と墨』参照）。

奈良 漆器

明治になって台頭してきた伝統工芸に、漆器があった。奈良にはもと根来塗の影響をうけた朱塗の漆器があり、奈良塗あるいは東大寺塗と呼ばれていたが、近世にはあまり振るわなかったらしい。『奈良県産業案内』（大正三）によれば、「明治七、八年の頃奈良の人三谷喜太郎（筆者注、もと刀の鞘、塗師だったという）大に斯業の衰微を歎し、自ら其製造に従事し、茲に再興の端緒を啓き、其後製造家踵を続て起り」とあり、つづいて「製品は遠く奈良朝時代の宝物を模倣し、其形状の古雅優美なるを以て斯界に頭角を顕し」としているが、これは、明治八年（一八七五）から十三年にかけて奈良博覧会（第一章第三節参照）に陳列された正倉院宝物の模倣を手がけたことを指す。その後法隆寺その他の古社寺の宝物を模倣するなど工夫を重ね、明治二十年代に入って新しい技法を完成、温古塗として好評を得るようになり（奨励費、助があつた）、明治二十四、五年ごろには全盛期を迎えたという。当時塗師として活躍したのが、前記三谷のほか吉田辰造（陽成）・辰之助（立齋）父子、大西勇斎らであった。

いっぽう家庭向きの日用品として古くからの朱塗の漆器も復活し、奈良根来と称されたが、あまり発展はみられなかったようである。

明治二十八年（二八卷）当時の漆器業について、奈良町長から郡長に回報したつぎのような史料が残っている。

一 漆器業総戸数 四拾五戸

内 商拾五戸 髹工拾五戸（髹は漆を塗るの意） 蒔絵工三戸 木地工拾貳戸

一同総人員百二十二人

内 商拾五人 髹工主人十五人 雇工十四人 蒔絵工主人三人 雇工二人 木地工主人十二人 子弟四十五人

一 漆器一ヶ年製造高及金額

内 内国用品金貳万円 製造高一万七千六百個

外国輸出品金壹万円 製造高六千貳百個

内外国通用品金壹万円 製造高八千四百五拾個

一 漆器製造種類概略

内 内国用品 裝飾品及文具家具ノ類

外国用品 裝飾品各種

内外通用品 同右

そして、二十四年以後人員・製造高ともに増加しているとして「廿四年已前ハ一時世上ニ奈良漆器ノ名声ヲ博シタリシカ、賈客ノ増加スルニ随ヒ粗製濫造ノ弊ヲ生シ、製造高ノ増加アリト雖モ塗器其□ノ価格ハ近来大ニ地ニ墜チ目下之レカ晩回策ヲ攻究中ナリ」と記している。製品の約三分の一近くが、外国向けにつくられているのが注目されよう。なお、明治三十八年ブエノスアイレスの商品陳列所開設にともない、根来朱塗の各室内用具を送ることになったという報道もある（『毎日新聞』五月二十八日付）。

明治三十年奈良漆器組合の結成があり、三十八年から漆工競技会を開くなど製品の改良に努めるところがあったのだが、大きな成果はあげられなかったようである。生産額の推移は表14のとおりだが、明治四十四年五月の「奈良漆器の現状」と題する一文は（『奈良朝報』五月二）、「奈良漆器は漸次発展しつゝありというとも雖も事実を調査するに及んでは決して発展せるものというべからず」とし、それは「過去に於ては警抜の思想を抱くものなく、意匠に於ても新考案を求むるものなく、唯擬古品を売りにて暴利を貪りたる甘味を忘るること能はず、需要あるを幸い擬古製品にのみ力を注ぎ、普通の漆器に向つては極めて冷淡なりし結果」だといっている。さらに、漆器生産地三府二県中、日用品は和歌山・石川二県、輸出品は静岡県、美術工芸品は東京・京都・大阪の三府が優位にあり、奈良県は富山とともに骨董製品場だと断じ、暴利を貪った夢からさめて事業の改革を断行すべく業者の覚醒を促している。

大正元年（一九一三）当時の製造戸数九五戸、職工二四五人、そのころの主な漆器の製造販売業者として、大西勇齋・吉田辰之助ら六人が知られる（『奈良県産業案内』）。

会社と商店

明治二十三年（一九一〇）末、奈良王寺間に鉄道が開通してから翌年三月にいたる大阪鉄道による貨物の移出入状況を示す資料がある。これを数量の多い順に整理したのが表15だが、冬から春さきにかけての三か月間だけのものなので、年間では数量の多寡にかなりの異同があると思われる（たとえば蚊帳などは、高が少）。奈良と大阪間が全通していない時期のものではあるが、すでに多様な物資の流通のあったことはいかかである。これにともない二十四年十一月には内国通運株式会社奈良代理店、翌年には奈良倉庫合資会社の設立をみている。大阪へ鉄道が通じた結果「金のある小売店は直接大阪で仕入れするし、有力な消費者はまとまった買物は大阪

表14 奈良漆器生産額

	円
明治38(1905)	80,230
40(1907)	100,580
44(1911)	139,630
大正元(1912)	151,100
5 (1916)	161,036
9 (1920)	185,080
昭和元(1926)	206,320

『奈良市勢一覽』による。

表15 明治23年12月～明治24年3月の移出入状況

奈良から大阪へ移出品		大阪から奈良へ移入品	
雑品	1,097,500	雑品	1,152,500
米	590,896	石炭	183,759
酒	363,960	塩	154,650
糖	127,092	砂糖	132,986
高野豆腐	87,471	醬油	120,935
繩	63,251	干粕	75,295
木綿	59,435	油粕	65,200
墨	36,565	石灰	45,586
蚊帳	35,753	干魚	44,786
樽	32,885	木綿・生糸	44,520
綿	30,900	塩魚	44,302
牛蒡	27,794	鮓魚	23,478
種油	27,636	空樽	22,880
樽丸	27,444	松煙	15,772
摺付木軸	25,530	藍玉	14,960
干粕	21,314	鉄	13,715
茶	17,338	紙	9,990
材木	16,048	酢	9,196
下駄	11,092	米	3,200
板	10,163	木綿	2,750
竹皮	8,842		
木綿古着	5,498		
木松煙	4,664		
砂糖	4,402		
藍葉	4,389		
紙	3,316		
筆軸	3,122		
筆	2,581		
風呂釜	1,890		
傘	1,776		
塩魚	1,712		
樟腦	1,684		
蕪	798		
醬油	527		
牛肉	520		
曇屏風	284		
屏風	145		

旧『奈良市史』による。

でするようになり、結局資本の乏しい小売店だけが奈良の問題で掛借をあてに仕入れするという風潮となって、呉服太物問屋の組合である奈良永統社などは大きな打撃を受けたという（関信太郎「奈良回顧六十年」、『大和』）。

目ぼしい近代産業がなかったため、明治三十年ごろになって、奈良鉄道会社のほかには大きな会社はなく、銀行が目につく程度であった。明治三十年当時の銀行・会社を示すと表16のとおりである（旧『奈良市史』、資本金五〇〇〇円未満の四社は省略）。第六十八国立銀行（明治三十年株式会社、六十八銀行となる）は郡山に本店があり、奈良にその出張所が置かれていたが、奈良県の再設置にもない支店に昇格、同時に三十四銀行も奈良に進出してきたのである。奈良銀行や奈良貯蓄銀行は、日清戦争以降の全国的な銀行設立ブームの中で開設されたのだが（明治三十四年県下）、この後三十一年に奈良県農工銀行（農工銀行法による、昭和五年日本勸業銀行に吸収される）、翌年奈良商業銀行（明治三十四年解散）の創立もみている。

明治三十二年（一八九七）の『奈良繁昌記』（西田誠）には、当時の代表的な商工業者の名があげられている。二十九

第二章 奈良市の成立

年以前の営業成績などをもとに「一職一業に就いて^{ていと}尽く三大家を選出し」ているのだが、その中心をなす「商業の案内」では、布商から始まり妓楼・娼楼におよぶ八四業種について、それぞれトップの三店を取りあげて（他に「別看板」として三）^{（「工業種・三六業種」「技芸及雑業」「一六業種」）}評言を加えている（種については、名前をあげるにとどまる）。したがって、これを史料に用いるにはいささか抵抗があるのだが、それでもある程度の状況は察することができよう。全部で二五五店、当時の商業戸数の約四分の一にあたる。その所在地をみると、業種が多岐にわたっている関係もあって、九三か町に分散している。しかし、餅飯殿町には呉服商・筆商・古道具商・時計商各二店と糸商・質物商など合わせて一八店があり、両隣の橋本町に九店、光明院町に八店があつて、餅飯殿通りが商店街として面目を整えてきていることがうかがわれる。この年から歳の市が始められているのも、その証左といえるであろう。これに対し、東向通りの方は、南町五店、中町六店、北町二店の計一三店は数えるものの、骨董商二のほか湯葉や煙草の製造業、度量衡商・古道具商など地味な店が含まれており、商店街にはまだ程遠い姿であつたようにみえる。明治四十年（一九〇七）餅飯殿では、商店会の走りともみられる餅飯殿財団が設立されるが、そのころ東向通りの方には仕舞屋^{しまたや}が少なくなき、花芝町の町角から三条通りまでに三基のガス灯があるだけで、夜間は提灯を必要としたという。

表16 明治30年（1897）ごろの銀行と会社

銀行会社名	創立年月日	資本金額 円
株式会社奈良銀行	明治27年2月12日	300,000
株式会社奈良貯蓄銀行	明治28年9月1日	50,000
第六十八国立銀行奈良支店	明治21年1月12日	100,000
株式会社三十四銀行奈良支店	明治21年3月17日	10,000
奈良鉄道株式会社	明治26年4月13日	2,000,000
奈良電灯株式会社	明治27年10月1日	50,000
株式会社奈良米穀株式取引所	明治27年4月24日	30,000
奈良印刷株式会社	明治27年7月5日	20,000
奈良倉庫製粉株式会社	明治25年7月25日	10,000
奈良明新業合資会社	明治19年12月1日	10,000
奈良良明新業合資会社	明治29年7月15日	10,000
奈良織物合資会社	明治29年3月10日	7,500
奈良遊園株式合資会社	明治26年10月14日	5,000
内国通運株式会社奈良聯合店	明治24年10月1日	5,000

旧『奈良市史』による。資本金5000円未満の4社は省略。

いっぽう三条通りは、明治二十七年（六〇）古沢知事によって拡張されたが、三十二年の『奈良繁昌記』によると、角振町に五店がみられるもの上三条町に一店、三条町に貨物運送業二店、下三条町に二店を数えるだけで、まだまだ寂しかったようである。これに対し、今小路町一〇店、手貝町八店、押上町五店と、京街道筋が往年の賑わいを維持しているようにみえる。三条通りや東向通りが賑わってくるのは、大正三年（五〇）大軌（大阪電気軌道株式会社）が開通してからのことである。

明治も終わりに近い明治四十三年一月十七日付の『大和新聞』に「当市の商業」と題する興味深い一文が載せられている。

奈良は商業地たるや否やと謂ふに、誰も商業地にあらざるは熟知せるところなるが、さりとして奈良なるところに、何等の商業なきにあらず（中略）今仮りに奈良商業種類を大別するに、最も多数を占めつゝあるは、奈良が奈良てふ都会を形造りつゝある以上、当然、奈良の市民が日常生活する上に必要なる諸種の商品を買ひ、且つ奈良附近の郡部よりして是れ亦た生活上に必要な諸種の物品を買ひに来る、それに対し商品を買附くる商人是れなり、之は奈良の商業界として最も多数を占めつゝあるものならん、而して其の次には奈良に幾多の歴史を有し歴史そのことが呼物となつて、大に世界に知られるところとなり、相当の売上高を見つゝある即ち是れなり、例せば製墨の如き、あられ酒の如き、将た麻布の如き、製茶の如き、何れも此の種に属するものなり、而して赤膚焼の如き是れ亦た此の種に属するものなるは論を待たず、之は固より数の上に於いては、第一の夫れに及ぶべくもあらねども、其の勢力に至りては決して侮るべきにあらざるなり、亦た次に奈良なるところが、観光客の群来集しつゝあるところよりして、観光客に対し之を接待せんとして、奈良ホテルを始めとし市内に散在する幾多の宿屋業者、将た名産業者の夫れは亦た当市の商業界よりして、忘却すべからざる重要な位置を保持しつゝあるものにして、当市を繁盛ならしむる上に於いて、大々的、勢力を有しつゝあるものなり、亦た次に当市が観光客の群来集

集しつゝあるところなると同時に、奈良ホテルの竣成し、開業したる今日としては嘗なほに日本内地の観光客のみならず、幾多、外人も当市に観光に来るべきに就き、之に対し只だゞ当市としての土産品を売附くるのみならず、進んで輸出を計らんとして、近來、貿易商の勃興し來れるあり、之れは、是れ固より当市として最も新らしき歴史を有するものにして、否、未だ何等の歴史を有せずと謂ふの勝れるに如かざるほどにて、当市に幾多の商店を有する古物商根來塗、將た刺繡伝習所の夫れの如き熟うづら当市の商業界を目睹して以上四種に大別されつつあるを知る、而して此の四種の商業が即今に於いては何れも均一的勢力を持續し、之れこそ当市商業を代表すべき大々的勢力を帶する商業よと目するに足るもの、之れ無きを知る、之を要するに当市は以上四種の商業の勢力が均一案配せられて円満に發達を遂げつつあるものと謂ふべきなり

こうした現状認識に立って筆者は、第一のものは当市の發展につれて多少發展するであろうが、第二の商業は当市の歴史的性格をふまえて「商風と商品を選択せざるに於ては」将来の發展は望まれません、第三の観光業は來客を待つての消極的性格のもので「大きな發展を遂ぐべしとも思はれざれども」、最後の輸出品商は「前途最も希望の事業たるなくんばあらざるなり」とし、輸出港としての利便はないけれど、京都が「盛んに海外に商品を輸出し、大々の成功の実を挙げつゝある」にかんがみ、「当市においても必ず以て發展すべき商業に之れ有り」と論じている。その将来についての議論は措くとして、明治末年の商業についてはほぼ的確にこれをとらえていたといえようか。

ところで、明治時代の後半から昭和初期にかけて、奈良の商工業界はもとより多方面にわたって奈良実業協会

活動を展開した経済団体に、奈良実業協会があった。

実業協会は、紀寺町の木本源吉の提唱によつて、明治二十四年（一九〇一）八月十一日奈良実業青年会として創立された。新島襄の京都同志社に學んで帰寧した木本青年が、「実業の振興、公共觀念の向上、青年氣風の改善」を叫んで（「奈良実業協会四十年」以下特）同志を糾合、木本以下二人の青年実業家を發起人として発足をみたのである。翌

（記さない限り引用は同書による）

九月『大和新聞』『新大和』に会の趣旨を掲げて参加を呼びかけたが、当初の会員は三〇余人にとどまった。会費は三銭、毎月一回通常会を開き、「一、大阪鉄道開通せる今後の奈良町として施設すべき事項如何、一、奈良公園改良に関する方針如何、一、営業上競争の利害、一、奈良市小実業者として道路の幅員の広狭何れを可とするや、一、奈良市内学区を廃合するの可否、一、節季期日を毎月と為すの可否、一、現時実業家は遠眼的と近眼的とを何れを採るべきや、一、奈良町は商業の地か將た工業の地か、一、将来奈良町に於て如何なる商業が最も利益多きや」などの問題を議題にしたという。

第四回関西府県聯合会共進会への協賛をはじめに前田正名の講演会の開催、実業組合の設立や三条通り拡張についての建議、入退業者の歓送迎会の開催や出征軍人の慰問、濃美地震（明治二十四年）、三陸津波（明治二十七年）の義捐金の募集などの事業も行ったが、「年少氣鋭で議論だおれ」（関根太郎「奈良」回顧六十年）の傾向があり、「先輩の侮蔑嘲笑最も甚しく（中略）蹉跌困憊」いちじ窮地に立った。しかし木本らは「不撓不屈益々其意図を旺んにし、霜辛雪苦多大の私財を擲ち心身を竭し倦む所を知らず遂に克く各方面に其真意と誠意を会得せしむるに至り」、「市内知名の士」多数の参加を得ることができた。こうして明治三十二年（八九）奈良実業協会と名を改め、多彩な活動を展開することになった。

実業協会が行ってきた事業の概要は『奈良実業協会四十年』に詳しいが、すでに明治三十年公会堂・物産陳列所の建設や春日奥山周遊道路の開設を知事に建議したのをはじめとして、明治三十四年には大仏殿の大修理を決議してこれに協力、県立中学校・県立高女・県立図書館の設置、連隊や女高師の誘置などの運動をすすめるとともに道路改修・電話架設の促進、上水道の建設などについても建議や陳情を行うなど、とりわけ明治期の活動が大きかった。その後も多方面にわたって事業をすすめ、奈良市の発展に少なからず寄与するところがあった。創立以来四〇

第二章 奈良市の成立

年の間に、博覧会・共進会・品評会などに協賛・協力すること九〇回を数え、講演会は一〇〇回に及んだという。
(実業協会は、昭和十八年、戦時経済統制のために結成さ
 れた奈良県商工経済会に発展的に解消されたこととみられる。)

なお、会長また総務委員長として本会を指導し、「私財巨額を投じ」て「本会を輔翼」したのは、木本源吉であった。彼は明治五年奈良紀寺町の素封家(大地主)に生れ、奈良銀行や奈良県農工銀行の頭取になるなど経済界に重きをなすとともに、明治三十五年八月と翌年三月の総選挙で衆議院議員に当選、四十一年三月奈良市長となり、四十四年四月多額納税者として貴族院議員におされるなど政界でも活躍、奈良の名士として多方面にわたって大きな足跡を残し、昭和十九年一月に世を去った(奈良市は市会の議決に基つき市)。
(葬の礼を以てその功に報いた)

近郊の農業
 明治を迎えても、奈良の町にはまだまだ農地も多く、農家もあつた。『大和国町村誌集』によれば、明治十五年(一八八三)ごろ、二〇〇町

余りの宅地に対し、六〇〇町近い田畑があり、農家も五九一八戸中二二七戸、八五〇〇石の米の生産がある。

同書によって奈良町近郊の村々をみると、当然のことながら山林・藪地を除くと大半が田畑で、一部の大字を除いて「民業」のほとんどが農業ないし農工・農商の兼業である。どことも農業は米麦が中心だが、多かれ少なかれどの村でも菜種と茶の生産がみられるほか(一部の大字で産額の記)、
 (載のないところがある)南部・西部の平坦部の村々では、綿も幅広く栽培されている。綿と菜種は、近世大和の農村の代表的な商品作物だつ

表17 明治15年(1882) 特有農産物

		菜種		茶	綿
		石	斤	斤	斤
添 上 郡	町村	360	—	—	8,500
	良保	40	3,500	—	—
	安寺	79.2	—	—	6,250
	大辰	127	250	250	17,490
	明治	143.5	1,033	1,033	15,941
	東市	298.7	25,855	25,855	9,817
	帯解	181	17,847	17,847	10,662
	五ヶ谷	126.1	2,100	2,100	550
	狭川	16.75	6,140	6,140	50
	東里	31	6,256	6,256	—
添 下 郡	大柳	235	17,555	17,555	—
	柳生	85	38,843	38,843	—
	原村	76.05	81,143	81,143	—
	平都	96.6	2,356	2,356	3,300
添 下 郡	城跡	235.3	1,777	1,777	10,578
	見雄	83.3	450	450	2,520
	伏富	161.1	468.8	468.8	2,580

『大和国町村誌集』による。

たものである。表17にみられるように、綿は北部の旧都跡村(以下旧都跡村を略す)と辰市・明治・東市・帯解など南部の村々に多く、東部山間地域では狭川村西にわずかにみられるほかは皆無である。菜種の多いのも、綿同様、都跡村のほか、東市・帯解・明治など南部の村々である。これに対して茶の産出は、東部山間地域とりわけ田原・柳生・大柳生の各村に多いが(田原村のうち田原、平垣部でも東市(古市の一万七五〇〇斤がぬきんでている))。帯解の両村に多い。このほかの物産では、おおかたのところ豆類や甘藷があがっている。

明治十五年の東市村七か村(當時は大字が村であつた)の「村誌」(『大和町村誌集』のものになつたとみられる)によると、どの村からも茶や菜種が奈良へ「輸出」されており(ただし茶の一部は郡山その他へ、鉢伏村は菜種の輸出なし)、古市・横井・藤原・鹿野園からは米も(古市・横井からは麦も)奈良へ「輸出」されているし、古市・横井・藤原からは綿の近村への「輸出」もみられる。また、古市の二二〇人をはじめとして、どの村でも婦女子が「縫織」に従っている。「稼穡ノ閑」|| 農閑期に「綿糸ヲ紡績シ木綿ヲ織」

(寺村誌) っていたのである。当時なお、江戸時代の村の姿を色濃く残していたといえよう。

ところで、茶は早くから自給用に作られていたとみられるが、その栽培がさかんになるのは、幕末開港後重要な輸出品になってからのことであつた。茶業の興隆に尽力した人物として東市村の旧藤堂藩士岡田亀久郎と旧柳生藩士(家老筋にあたる)小山田耕三の二人が知られる。岡田については「東市村誌」に

岡田亀久郎氏旧藤堂藩士ニシテ維新廢藩後國産蕃殖ニ志シ、明治五年ノ頃荒蕪ヲ開キ茶実ヲ播種シ、爾來之レガ栽培製造ニ銳意熱心ニ資財ノ傾クヲモ顧ミズ、或ハ東京ニ或ハ静岡ニ其他ヲ遊歴シテ其方法ヲ研究シ、茶樹栽培ノ利益ヲ説テ同志ヲ誘導シ大ニ此業ノ拡張ヲ謀レリ、為ニ方今当地方ニ於テ年々産出スル高殆ンド数万斤ノ多キニ至レリ、官其功勞ヲ賞シテ銀盃銅牌褒状等ヲ賜ヒシコト数次ナリ

とある。他方、小山田は家録償還資金を以て「ビシベシ」茶業を興し(養親主幹が國産に着目播種したという)、「在世中(明治十四年死去)」茶業ニ勉勵

第二章 奈良市の成立

士民を勸奨今日ノ盛大」を導いたという(小山田家文書)。しかしながら、当時茶が重要な輸出品だった関係もあって、たとえば明治十六年(一八八三)「貿易ノ道不振」のため「茶価下落」とあるように、価格の変動が大きく、そのうえ霜害を受けることも多く、茶業発展の道は必ずしも平坦ではなかった。明治十八年には、粗製濫造の弊を改め「茶業一切ノ改良ヲ旨トスル」ため、製造人・販売人・栽培人を網羅して、大和全国茶業組合の結成をみるが、当地方は添下・添下・山辺・平群・広瀬五郡による奈良部に属した(智・上外七郡は三輪郡、宇。智・高野両郡は五条郡)。明治十五年の「古市村誌」に「茶、收穫ノ高一万七千五百斤、内三分ノ二ハ奈良及ヒ大阪地方へ、三分ノ一ハ東京地方へ輸出ス」とあるが、明治十二、三年ごろ田原の茶が神戸市場で好評を博したというから(「田原村史」)、外国向けのものはおおかた神戸港に送られていたものと思われる。明治二十年代を迎えると、外国から機械紡績用の安い綿が入ってきたため綿作が急速に衰え、米作へ

表18 明治28年(1895)農産物作付反別

	米	麦	菜 種		茶	
			作付反別	收穫見込高	作付反別	收穫見込高*
奈良町	4,750 _反	1,540 _反	645 _反	387 _石	275 _反	22,343 _斤
佐保村	1,720	688	75	22.5	65	12,187
大安寺村	2,112	658	50	25	3	625**
辰市村	1,917	700	30	24	3	250
明治村	1,715	820	285	142.5	17.2	5,818
東市村	2,515	1,575	1,127	564.6	475	14,732
帯解村	1,615	567	85	51	285	13,918
五ヶ谷村	1,230	355	150	45	235	8,750
狭川村	976	300	71	20	61	10,625
東里村	1,525	405	123	73.8	215	11,562
大柳生村	2,342	526	534	267	324	29,606
柳生村	2,186	640	150	129	706	44,312
田原村	2,665	328	126	88.2	628	49,843
平城村	2,658	1,329	493	142	258	5,950
都跡村		2,650	305	150	282	15,693
伏見村	2,568	1,498	215	86	115	5,743
富雄村	4,739	1,622	200	66	46.6	7,281

※ 単位の貫を1斤=160匁として斤に換算、1斤未満は切り捨。

※※「青葉」と注記がある。佐保・明治・狭川・富雄の各村など、作付面積に対して收穫見込高が異常に多いのは青葉についての数字とみられる。
「添下農商務報告綴」による。

の転換がすすんだ。石油ランプの普及と電灯の登場によって、綿につづいて菜種の栽培もしだいに衰え、麦作に移っていく。表18は、明治二十八年（六五巻）の「添上郡農商務報告綴」（他にこれに類する史料はない）所収文書によって重要農産物の作付反別を示したものが、綿作についての記載はなく、綿についての報告類も「綴」に皆無である。すでに綿作は消滅していたとみられる。菜種の収穫見込高を明治十五年ごろの産額と比べると（表17）、平坦部ではどの村も減少、菜種の栽培が衰退に向かっていることがうかがわれる。これに対して茶は、産額の多い田原・東市・帯解三か村のほかは、どことも増加しているようである（収穫見込高として青葉の数字をあげている。村があるようなので確かなことはいえない）。田原村では、生産費の高騰と輸出の不振によって収支相償わず、明治二十七、八年ごろには茶畑を廃して甘藷を栽培したり、荒廃して山林になったりしたという（田原村史）。東市・帯解二村にも同様の事情があったのかもしれない。

明治二十年代に入って今一つ注目すべきことに、養蚕業の台頭があった。「狭川村是」（十年）に「産繭ヲ売出すニ至リタルノハ実ニ明治二十一年ニシテ、其当時飼育戸数ハ二十戸許リ在リタリ」とあり、明治二十三年富雄村で桑葉三六〇貫、春蚕一石三斗の産があったというのが（富雄町史）、その早い例として知られる。明治二十八年の成繭見込高は表19のとおりで（添上郡農商務報告綴）、その額は少ないもののどの村でも養蚕が始まっていることがわかる（辰市村では前年飼育者かな）。同年八月の郡長から知事への「蚕児ノ景況報告」案に「該規則（明治二十七年蚕糸業組合取締規則）ニヨリ斯業ノ発達保護セラルル望ヲ属シタルカ、飼育家并掃立枚数共大ニ増加ノ傾キアリ」、「近年桑園反別一般ニ増加シ、且山間部ハ茶園ノ内或ハ開墾畑ニ桑樹ノ栽培スルモノ多キヲ以テ桑葉ハ需用ニ余リアル状況ナリ」とあって

表19 明治28年(1895) 成繭見込高

	石
町村	14.85
良保寺村	6
奈佐安市	1
辰市	0.25
明治市	0.95
東解ヶ谷	39.15
帯五狭	4
狭川	1.5
東里	3
大柳生村	4.2
柳生村	3.3
田原村	26.5
平城村	20
都跡村	5
伏見村	70
富雄村	15
富雄村	15

(前掲) 養蚕業の発展を示唆しているようにみえる。その後県下の養蚕業は、明治三十四年から三十六年にかけて不振に陥ったりしたが、県当局の育成政策もあって、明治末年には山間地域を中心に農家の大切な副業としてその基礎を固めた。当地方の養蚕業も同じような道を歩んだとみられる。

茶業も明治三十年代に価格の低落などによって産額を減らしたりしたが、改良奨励政策があったりして明治四十年ごろから回復に向かった。当地方も同様の傾向だったとみられるが、明治四十四年奈良町油阪の県立農事試験場(明治二十八年開設)に茶業講習所が設置され、田原村には製茶伝習所も開かれている(他に滝門村と)。明治末年、奈良県の製茶の約八〇〇軒は、山辺・添上両郡で占めるようになったが、奈良市東部山間地域の村々はその一翼を担っていたことになる。

糞尿騒動

人糞尿の肥料としての活用は、すでに中世以来はじまっていたといわれているが、近世になって近郊農業の発展と都市衛生の維持という二つの面から、都市と農村の相互依存的関係ができ(図1)、都市住民にとって糞尿は農村に対する有価物であるという認識が生まれた。ここで都市から排出される糞尿は周辺農民が肥料として汲み取り、その代価を支払うという習慣が維持されるようになった。この関係は明治以後も受けつがれていくのである。

奈良でも、東市・大安寺および木津町市坂など市内周辺五三か村(表20)の農家では、市内町家の糞尿を汲み取りに行き、その代価として年末に家族一人あたり一斗二升の肥米(尻米)を支払っていた。しかも、汲み取り先は町家に限らず、例えば三条村では、明治二十三年(六六)に大阪鉄道会社と停車場糞尿汲取請負契約を結んでそ

図1

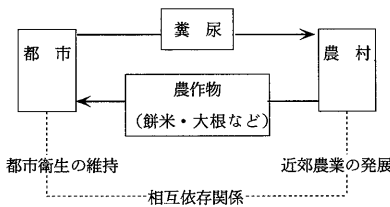


表20 村の概況

村名	明治32年	明治44年	大正10年
榛之本村	人 口 数 戸 (農業戸数) 4,730人 973戸	4,944人 930戸 (602) 自作267 自小作114 自作221	5,213人 1,006戸 * (614)
都跡村	人 口 数 戸 (農業戸数) 3,802人 606戸	4,164人 589戸	3,996人 642戸
平城村	人 口 数 戸 (農業戸数) 2,403人 437戸	2,501人 420戸	2,638人 489戸
大安寺村	人 口 数 戸 (農業戸数) 2,105人 296戸	2,340人 315戸 (278) 自作36 自小作69 自作173	2,577人 403戸 * (294)
平和村	人 口 数 戸 (農業戸数) 2,457人 410戸	2,673人 412戸 (363) 自作92 自小作166 自作105	2,689人 416戸 * (375)
辰市村	人 口 数 戸 (農業戸数) 2,135人 369戸	2,619人 271戸 (232) 自作81 自小作126 自作25	2,366人 398戸 * (206)
東市村	人 口 数 戸 (農業戸数) 3,700人 536戸	4,030人 572戸 (489) 自作144 自小作188 自作157	4,583人 756戸 * (430)
帯解村	人 口 数 戸 (農業戸数) 2,308人 415戸	2,642人 426戸 (252) 自作75 自小作32 自作145	2,609人 500戸 * (273)
伏見村	人 口 数 戸 (農業戸数) 2,248人 385戸	2,275人 379戸 ★ (347)	2,097人 410戸 * (169)
明治村	人 口 数 戸 (農業戸数) 1,371人 218戸	1,561人 238戸 (170) 自作64 自小作11 自作95	1,514人 240戸
奈良市	人 口 数 戸 (農業戸数) 30,924人 5,733戸 (730)	35,732人 7,417戸 (883)	41,914人 8,378戸 (883)

★は明治40年、※は大正5年の数字
奈良県統計書・明治44年添上郡統計書などをもとに作成。

の権利を得ているし、(三条町)のちには高畑の連隊や奈良阪の刑務所も糞尿の大きな供給源にあった。

ところが、明治三十二年(八九年)になると、諸物価の値上がりのあおりを受けて米価が高騰したうえ、米も不作で農家にとっては肥米の供出が大きな負担となってきた(表21)。こうした状況のなかで、糞尿騒動が起こったのである。

まず、この年の暮れに、市内の松宮宇七・細田米蔵・吉岡新五郎・足代秀太郎・松田長次郎・和田勝三・松塚権吉ら町の有力者は糞尿を売買することを目的に、

表21 県内の米の生産額

年次	収穫高	一石に付 価額	収穫高指数
明治31	700,718	13.67	148
32	590,687	10.11	124
33	582,708	12.27	123
34	743,831	11.44	155
明治42	747,796	12.59	157
43	721,981	13.16	152
44	797,536	17.96	168
大正9	867,504	30.42	183
10	660,855	43.68	139
11	849,122	28.71	179

糞尿合資会社を設立することになり、市内鶴福院町に事務所をおいた。

これを聞いた大安寺村の熊凝治郎左衛門ら数名は、市内周辺五三か村農民に呼びかけてこれを阻止するために、

・ 来年一月より奈良市の糞尿は仮令親族と雖も汲み取らざること

・ 奈良市にては何商品と雖も一切請求せざること

・ 本年の糞尿代は右事件の落着せざる限り総て半額以内にて処置すること

などを決議し、実行することとなった。

これに対して上林安吉ら有力市民が仲介にのりだしたが、農民側の強い主張に交渉は進展せず、そのうちに糞尿合資会社設立計画は中止となった。

いっぽう、熊凝ら農民側は一層結束を固め、肥米の半減闘争（一人七升）をすすめることにし、大安寺村に糞尿汲取組合事務所を設け、熊凝自身が組長となって市民側との交渉にあたった。この間、年も改まったが、依然、市内の汲み取り業務がストップした状態がつづき、一月四日の「初肥の日」にも汲み取りが行われないという状態で、市民の間でも深刻な問題となってきた。

こうしたなかで、一月七日、奈良実業協会では真相究明にあたる委員会を設置して二二人の委員を選出し、うち木本源吉ら五人の委員が、同九日、一切の委任を受けて調停交渉にあたり、従来通りの一人一斗二升を主張したが、農民側は昨年分を一人七升に減じ、本年以降も同額とすることを強く主張したため交渉は物別れに終わった。

事態を重視した奈良市当局は、同十日、村々の総代を集めて従来通り糞尿を汲み取るように申し入れ、奈良警察署も熊凝ら農民側を召喚し、説得し始めた。翌十一日には、市参事会も急遽会議を開いて協議した結果、市費で糞尿を買い上げることを決めたという（『新大和』明治三十三年一月十二日付）。

（『奈良新聞』明治三十一年十二月二十八日付）

表22 第二次・第三次糞尿騒動の経過

〈第二次糞尿騒動〉

一九一〇（明治四十三）年

十二月

大安寺村村長であった熊凝治郎左衛門は、奈良市周辺の五か大字の区長に対して「肥米減額の相談致したい」と一大字当たり二人の総代に招集状を送る。

十四日

大安寺村の融徳寺に約三八名の農民が集合。熊凝は肥米の減額を主張、つぎのことを決議。

- ・従来一人九升宛の肥米は七分五厘即ち一人六升七合五勺以下に値切る事。但七分五厘以下は何程にても値切り次第たるべし。
- ・町方（奈良市民側をいふ）より解約を申し立て他の者に汲取を申し来るとも前の汲取人に打合し如何なる事情があるとも勝手に約束せざる事。
- ・右二項に違背したる者は相当の違約金を取り場合に依らば絶交する事。
- ・町方此の減少を承知せざる時は用捨なく肥の汲取を断り飽迄此決定を堅く守る事。
- ・此の決議は当日の出席者が責任を帯びて各大字の肥汲取人に伝へ必ず一致の行動を執らさしむる事。

- ・今度の集会費用として肥米二石に対し一七銭宛出金する事。（奈良新聞「明治四十四年一月七日・九日付」）

こうして肥米減免闘争は発展していったが、その後の動きは不明。

一九二二（大正十）年

十二月

農作不況を理由に肥米減免闘争再燃。熊凝治郎左衛門らは付近の農民たちとともに肥米を半減に値切ることを申し合わせ、もしこれに応じないときは肥の汲み取りをしないことを確認。

二十二日

愛市改造会の小林安三郎は同会の森田吾一とともに熊凝宅に行き、その事実を確かめ、農民側の意見を聞いたうえ調停にのりだす。

二十九日

小林ら同会幹部は熊凝と話し合うが物別れに終わる。

一九二二（大正十）年

一月

その後、熊凝ら農民側は市民に対しての汲み取りを中止する旨の通知をしたため、森田ら三幹事は憤慨し善後策を講じる。

七日

農民側の若者が小林宅に押しかけるなど不穏な動きあり。

十日

森田幹事、同家の下肥汲み取り人である岡本常蔵相手に下肥料請求訴訟を区裁判所に訴える。

十八日

岡本が請求額の二斗五升を支払う。

十九日

下肥料請求訴訟を取り下げる。

（以上「奈良新聞」大正十一年一月十日付）
その後の動きはわからない。

しかし、その後も交渉は難航をつづけたが、翌二月六日、奈良俱樂部で懇親会を開催したさい、肥米を一人あたり九升とし、従前のものは七升とすることで和解し、この糞尿騒動にピリオドを打った。

糞尿騒動は、その後、明治四十三年（一九一〇）の第二次と大正十年（一九二一）の第三次の二度にわたって再燃するが（表22）、結局、農民側の要求は受け入れられなかった。

当時の『大和日報』（大正十二年十一月二十一日）は、「将来は市内の下肥も汲取料を徴収する？」と題し、「人工稠密になったのと下肥を余りに使用せない結果行々は大阪、京都両市の様に下肥汲取料を農家の方へ支払ひ糞攻めの運命に立至るであらう」と予測しているが、まさに奈良の糞尿騒動は過渡期を象徴するものであったといえよう。

いずれにしても、これほど大規模な騒動は県下でも例がなく、この騒動の中心的役割を果たした添上郡大安寺村の熊凝治郎左衛門の功績を記念して、糞尿汲取組合では、法蓮町の脇田利八ら建

碑準備委員が中心となって寄付金を集め、昭和二年（一九二七）十二月に同村に「熊凝翁謝恩碑」が建てられた。

ちなみに、この騒動は、「くそ一揆」といわれ、人々

「熊凝翁謝恩碑」碑文

(正面)		(裏面)	
奈良市近在五十三村落は古来久しく奈良市の 屎尿を取りて農作物の肥料に充てたりしが偶 両者の意見齟齬して紛擾を累ねし時に方り大 安寺の人熊凝治郎左衛門氏剛毅にして義氣に 富む驟然として起ち自ら首唱して屎尿汲取組 合を設け推されて其の組長となり幹旋尽力し て円満に之を解決せし実に明治三十二年十一 月なり尔来二十八年措置宜しきを得て組合の 基礎益固く肥料潤沢にして年々嘉穀美蔬の豊 饒を見るは一に是れ熊凝氏の恩恵なり豈忘る べけんや今や氏已に没して追憶の念転切なり 依りて其の功業を録し之を永遠に伝ふ 伝宝常次郎撰文 豊田春畊 書		建設関係町村 イロハ順 樫之本町 都跡村 平城村 大安寺村 平和村 辰市村 東市村 帯解村 伏見村 木津村 明治村 会計 瀬川鶴松 泉谷音松 中田太郎 向川定吉 福田政次郎 小池民三 広瀬他人 森田和威 建設委員 組長 東井熊太郎 副組長 中村末吉 昭和二年十二月	

にながく語り継がれた。

3 鉄道の開通

奈良から 明治二十三年（一八九〇）奈良と王寺間に鉄道が通じ、十二月二十七日、奈良盆地にはじめて「陸蒸大阪へ 氣」が走った。これからあと、同三十二年（一八九七）までに奈良盆地をめぐる鉄道網（現田園鉄）が形成される。鉄道の開通は、京都として活気を取り戻しはじめた奈良の近代化をうながすことになった。

わが国の鉄道は、明治五年（一八七二）九月、新橋と横浜間の開通にはじまるが、関西では同七年五月に大阪と神戸間、同十年大阪と京都間が開通した。東海道線（新橋神戸間）の全通は、二十二年の七月のことであるが（所要時間は上り二〇分、下りはそれより五分だけ早かった）、これらはいずれも官設鉄道として建設されたものであった。

関西の私設鉄道としては、十八年（一八八三）十二月に開業した阪堺鉄道（難波堺間）が最初であったが、このころから民間に鉄道ブームがおこり、政府は二十年に「私設鉄道条例」を告示、軌道幅を原則として一〇六七ミリ（いわゆる）とし、免許下付から二五年を経過して政府が必要とするときは、買収に応じなければならないとした。

奈良と大阪間の鉄道は、大阪鉄道会社によって計画されるが、実現するまでにはかなりの曲折があった。明治十六年ごろ、有志の間に馬車鉄道敷設の話がおこったのにはじまるといわれるが、まもなく汽車鉄道を通じる議がすすみ、発起人は十九年九月、大阪府庁宛に線路実測願書を提出した。そのすこしまえのことであるが、阪堺鉄道が大和川付近から分岐して大和高田までの路線を願ひ出していたので、これとの競合が問題になったが、大阪鉄道が阪堺鉄道からその権利を譲りうけることで話がつき、その許可を得ることができた。必要な調査や沿線の測量をすす

第二章 奈良市の成立

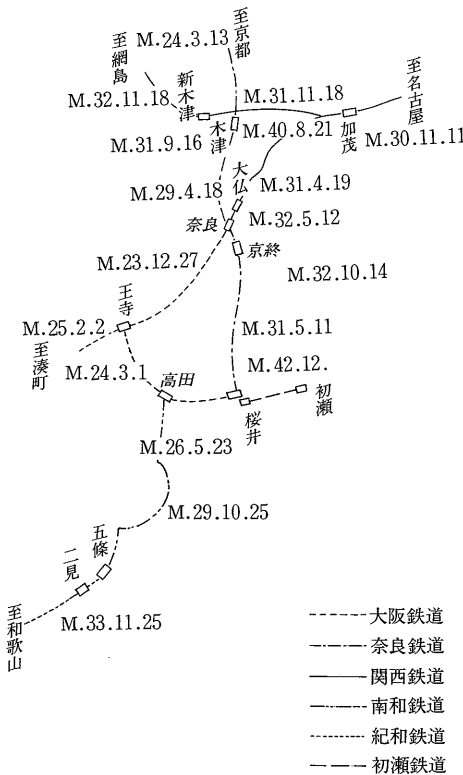
年四月には大阪府から詳細な指導があり、大阪鉄道の

これに同調している。こうした意向をうけて同年四月には大阪府から詳細な指導があり、大阪鉄道の

めたうえ、二十年一月三十一日、発起人は内閣総理大臣伊藤博文に「鉄道会社設立並鉄道敷設願」を提出した。これによると、「私共計画罷在候線路ハ大阪南区御蔵跡町(現中央区日本橋三丁目付近)ヨリ河州ヲ経テ和州神武陵下今井町ニ至ル工事ヲ第一着トシ、其以東ハ伊賀ヲ経テ勢州四日市ニ通ジ、其以南ハ和州五條ヲ経テ紀州和歌山ニ達シ、其以北ハ和州奈良ニ通ズル目的ニシテ」とあって、その計画は大きくふくれあがっていた。発起人は一四人、大和からは恒岡直直(現桜井市の人)、大和の山林王土倉庄三郎(大阪府会議員)らが加わっていた。

この出願をうけた井上勝鉄道局長官は、総理に、およそつぎのような意見を上申した。(一)出願の内容が漠然としていて要領を得ない、どれだけ実地測量をしているのか、(二)神戸と大津間の官設鉄道と連絡が必要、大阪の起点を梅田停車場あたりにするのがよい、(三)沿線に山岳が多く実現は困難である、というもので、各省大臣もこれに同調している。

図2 明治時代の鉄道略図



方で調査検討を重ねるが、四日市への路線は関西鉄道（後述）の出願路線と競合するとして三重県が不許可とし、和歌山への路線は予想より工事が困難、経営上も問題があることが明らかになった。このため、大阪鉄道発起人はさきの出願を取り下げ、改めて会社の設立と大阪湊町から桜井までの路線と北今市（現香芝市）から分岐して奈良への路線の建設を申請した。翌二十一年三月一日になると、会社の設立と鉄道敷設の認可があり、鉄道用地は国税を免除するが、「三箇年以内ニ於テ工事ヲ竣工スベシ」とのただし書きが付記されていた（「公文類聚」一、国立公文書館蔵）。

ところで、着工にあたって計画路線の変更がおこなわれている。それは同年五月のこと、大阪平野町の南端を一直線に柏原に向かう路線を、平野町の北端を通るようあらためることを願ひ出て許され、九月には高井田村（現柏原）で大和川を渡り、関屋を経て北今市間の路線は、長橋りょう・トンネル・切り通しなどの難工事が多く勾配も五〇分の一になるといので、これを大和川沿いに亀瀬（かめのせ）を経て王寺に通じ、王寺から奈良に分岐する路線に変更することを願ひ出て、十一月にその許可を得た（「公文」一、類聚）。

さらに、用地の提供が得られず部分的に路線に変更

表23 大阪鉄道 奈良駅営業状況

	総 数	乗 客	貨 物
	円	円	円
明治25年度	32,137.080	29,550.375	2,586.705
26年度	38,650.928	35,206.140	3,444.788
27年度	37,796.138	33,461.283	4,334.855
28年度	56,750.030	51,783.800	4,966.230

各年次『奈良県統計書』から作成。

総 数	貨 物		収 入		
	発 荷	着 荷	乗 客	荷 物	計
斤	斤	斤	円	円	円
35,302,485	11,914,782	23,388,703			
43,065,097	13,438,131	29,626,966			
44,858,847	10,022,593	34,866,254			
44,800,685	9,573,820	35,226,815	65,036	5,432	70,468
30,157,680	9,250,080	20,907,600	52,361	4,999	57,630

各年次『奈良県統計書』から作成。

から分岐して奈良への

を余儀なくされることがあったらしいが、二十二年五月に湊町〜柏原間が開通、翌二十三年九月には柏原〜亀瀬西口間が全通するが、あとの亀瀬トンネル(当時は大和川北岸)の工事が難航した。このため、全線の開通を待たずに奈良〜王寺間(四・五)の運行を開始した。

これが、さきの二十三年十二月二十七日のことだったのである。その後、会社では、王寺〜稲葉山間に汽車を走らせ、トンネルのところは徒歩連絡にしていたが、二十五年二月になって亀瀬トンネルが完成、奈良〜大阪湊町間が全通した。なお、王寺〜高田間は前年三月に開通、高田〜桜井間は二十六年五月に開通する。

大阪鉄道が全通した二十六年、一日の運転回数は奈良〜湊町間は二二回、王寺〜桜井間は一二回で、三十三年には奈良〜湊町間は五〇回、王寺〜桜井間は二六回になっている(『日本国有鉄道百年史』)。なお、奈良駅の営業状況は表23と表24のとおりである。

京都への鉄道

奈良と京都を結ぶ鉄道の計画も、早くからあったようだ。それが具体化するのには明治二十年(一八七〇)のことである。三月、関西鉄道(大阪から四日市まで)が、京都の伏見から奈良を経て大阪に向かう鉄道の建設を出願、一日遅れて京都伏見の有志らも七条(京都)〜伏見〜京橋(大阪)間の鉄道建設を出願し、将来のこととして奈良までの支線計画も提出した。鉄道局長官は、京都・伏見の有志らの出願を却下、関西鉄道の方もこの路線の建設は認められなかった。

こうした動きがあったあと、二十二年六月、奈良県の今村勤三(現安堵町の人、県会議長)ほか一人から両都鉄道会社創立

表24 大阪鉄道 奈良駅営業状況

	乗		客	
	総数	乗車	下車	
明治28年度	542,261	272,961	269,300	
29年度	682,360	329,391	352,969	
30年度	682,996	327,607	355,389	
31年度	791,975	378,752	363,223	
32年度	788,756	345,711	443,045	

の願いが出された。奈良↗木津↗玉水↗長池↗宇治↗六地藏↗伏見↗京都間と、奈良↗帯解↗樺本↗丹波市(現天理市)↗柳本↗三輪↗桜井間に鉄道を建設、京都で官設の東海道線と結び、桜井で大阪鉄道に連絡しようというものであった。この出願書には、奈良県知事税所篤から

奈良京都間及奈良桜井間、鉄道布設ノ義ニ付、別紙之通十二名ノ者共ヨリ上願致候処、右ハ書中、縷陳致居候通ノ景況ニ付、鉄道布設ノ上ハ交通運輸ノ利便ヲ興スハ勿論、人智ノ開発物産ノ繁殖ヲ資ル等、実ニ有益ノ事業ト認候条、至急何分之御詮議有之度、此段副申候也

(「公文」
「類聚」)

との副申書が添えられていた。税所知事は、発記人の今村勤三とは奈良県再設置運動以来の旧知であり、黒田総理とは同じ薩摩の出身であった。この副申書には特別の思いがこめられていたかもしれない。

しかしながら、同年七月二十五日付の黒田総理宛鉄道局長官の上申には、

奈良県今村勤三外拾名出願、奈良京都間及奈良桜井間鉄道布設ノ件審案スルニ、奈良京都間ハ運輸上重要ノモノニ非ルカ如ク随テ鉄道ヲ布設スルモ、其營業上ノ得失如何ニ付テハ稍疑敷モノト被存候得共、大阪鐵道会社ノ線路ハ奈良ニ達スルモノナルヲ以テ、該線路開通ニ至レハ旅客ノ往復等ハ幾分カ増加スヘキ見込可有之ノミナラス、京阪間周環ノ状ヲ得テ鐵道ノ利用ヲ擴張スル一助ト可相成ニ付、線路布設ノ工事上格別困難ニシテ非常ノ費額ヲ要セサルニ於テハ或ハ布設スヘキ価値アルヘシト被存候、但シ奈良桜井間ハ仮令迂回スルモ已ニ大阪鐵道会社ノ線路ニ依テ連絡セル場所ニシテ尚一線ヲ布設スルノ必要ハ無之モノト被存候ニ付、此際先以テ奈良京都間線路ノミトシ奈良ニテ大阪鐵道会社線路ト連続スルコトヲ令セラレ仮免状下付相成可然ト存候、依テ陸軍省へ協議シ意見ナキノ回答ヲ得候ニ付、別紙仮免状及御指令案添此段答申候也(「公文」
「類聚」)

とあった。奈良↗京都間は敷設の価値があるが、奈良↗桜井間は大阪鉄道(工事)で回り道できるから必要はない。いまは奈良↗京都間のみ許可しては、というのである。これにしたがって、八月六日、会社の設立が認められ、奈

良く京都間の鉄道敷設の仮免状が下付された。同日、内閣書記官から知事宛に「右発起人願書ニ両都鉄道ト記載有之候得共、両都鉄道ハ名称稍穩当ナラサル様相聞へ候ニ付、奈良鉄道トシテ仮免状下付」された旨の申し入れがあった。東京以外の地が「都」を名のるのは困るといのであろう。これをうけて会社側では、奈良鉄道と名称を変更し、路線の実測をすすめた。

翌二十三年（八六〇）二月になって、京都伏見間が水田低地であること、加茂川の乱流、高瀬川の通船などで、築堤が困難であるから、路線の起点を五条橋あたりに変更し、稲荷停車場で官線の東海道線に連絡したいと申請した。そのころは、まだ、東山・逢坂山トンネル（大正十一年開通）がなく、京都く稲荷く深草大亀谷く大谷く馬場（大津）のコーラスをとっていたのである。

ところが、世は不況となってきたから、奈良鉄道は同年七月、つぎのような事情を訴えて、仮免許状期間の一年間の延長を懇願する。

現今ノ世情ヲ觀察スレハ、米価日々昂騰金融月々応塞シ大ニ農工商業ノ不振ヲ来シ、為メニ諸会社株券ノ価格非常ノ低落ヲ極メ、就中株金不充満ノ向キニ至テハ、其募集ヲ通知スルモ之ガ期日ニ払込ムモノ半ニ達セサルノミナラズ、甚シキハ株式公売ノ処分ヲ受クルモノ多々ナルニ至リ、偶々政府ニ於テ鉄道其他株券ヲ以テ根抵当トセラル、ニ至リシモ、市場ノ相場ハ依然トシテ概ネ其払込金額ノ以内ニ在リ、実ニ不景氣極レリト云フベキ次第ニ有之、加之奈良県下ノ如キ昨年ニ在テハ空前絶後ノ水災ヲ被リ京都府ノ如キモ各線路ニ沿ヒタル村落ハ木津宇治等ノ諸川ニ接スルヲ以テ客年以來數回ノ水害ヲ被ラサルナク且本年一月以降氣候不順ニシテ諸作物ノ收穫ヲ減シ餓莩野ニ横ハルノ慘状ヲ呈出スル場合ニ候……

（「公文」類聚）

しかしながら、仮免許状を延期した例はないと、八月五日付で却下された。このため期限内にどうしても本免許の下付を得られるよう計画の確定を急がなくてはならなかった。二十五年（八六二）を迎えると、三年後に開催を予

定されている京都の内国博覧会までに、ぜひ汽車を走らせたい意気を新しくするとともに、起点を再び官鉄京都駅に戻したいとの請願を提出した。

ところが、同年六月に「鉄道敷設法」が公布されたため、奈良鉄道線は政府の近畿予定線（同法第一條）の京都〜奈良間に抵触することがわかった。しかし、翌二十六年三月の第一回鉄道会議は、さいわいに同法公布以前に仮免状を得ているから奈良鉄道に優先権があると決定、同年四月十三日、ようやく本免状を手にすることができたのであった。工事は京都側からすすみ、二十八年（一八九〇）九月五日、京都〜伏見間（三五）、同年十一月三日に伏見〜桃山間（一八）が開通し、翌年一月二十五日、桃山〜玉水間（二〇）、三月十三日に玉水〜木津間（四七）、四月十八日になって待望の木津〜奈良間（七）が開通した。出願後、じつに七年目で全線（四一）が開業できたのであった（『日本通百年史』）。開業当初、奈良〜京都間の所要時間は一時間五〇分、一日に一〇往復の運行であった。

桜井への路線

さきにふれたように、奈良鉄道が西都鉄道として、明治二十年（一八八七）に出願したときには、奈良〜桜井間の鉄道布設もあわせて願っていたが、この路線の認可をうけることはできなかった。当時、大阪鉄道が、すでにこの路線の免許を得ていたからである。しかし、大阪鉄道は官線大阪駅と結ぶことを、うながされていたり、大阪築港計画をたてていたりしたうえ、用地買収に手間どって、高田〜桜井間の工事も目立って遅れていた（開通は明治二十六年五月）。

これでは奈良〜桜井間の鉄道建設はとうてい見込みがあるまいと察した今村勤三ほか一六人は新しく「奈良初瀬鉄道株式会社創設願」を黒田清隆通信大臣に提出、奈良〜桜井〜初瀬間の鉄道布設を願いだした。これには、

奈良県下奈良及丹波市三輪桜井初瀬間ノ如キハ大和国中最モ著名ナル繁成ノ地ニシテ、当国物産ノ重タル木綿木材其他必需ノ物資ヲ交易スル頗ル多ク、加之沿道奈良、石上、大和、三輪、初瀬ヲ始メ名所古蹟ニ富ミ且南方敵火、談山、榛原、松山

等ニ接近シ、又奈良ヨリ伊勢太廟及吉野、大峯山等ニ詣ル必須要路ニ当リ旅客行商ノ来往常ニ絶ヘス、然ルニ奈良初瀬間ハ舟楫ノ便モナク挙テ車馬ニ頼ルニアラサレハ物資ノ運輸旅客ノ来往自由ナラス、隨テ地方ノ殖産興業ヲ妨ケ畜ニ隆昌ノ域ニ進マサルノミナラス、却テ退歩ノ傾向ヲ来タセリ、然リ而シテ今ヤ大阪鉄道ハ西ヨリ来リテ一ハ奈良、一ハ桜井ニ達シ、此線路地方ノ利便云フヘカラスト雖モ、奈良初瀬間ニ於ケル旅客ノ来往物貨ノ運輸ニハ毫モ之ヲ利用スル能ハス、何トナレハ此鉄道ノ奈良駅ヨリ王寺ニ至リ、分岐シテ桜井駅ニ達スルノ哩數概ネ二十三哩ニシテ其迂回極マレリ、加フルニ下等汽車賃金ニ於ケル三十余銭ニシテ車馬ノ賃金ニ比較セハ殆ント二倍ノ額ニ及フ、此ヲ以テ奈良初瀬間ハ文明ノ最要利器タル鉄道ノ便ヲ籍ル能ハサル所以ナリ、依之私共發起人トナリ私設鉄道條例ヲ遵奉シ添上郡奈良(大阪鉄道ノ奈良駅近傍)ヨリ同郡帶解、櫛本、山辺郡丹波市、武上郡柳本、三輪及十市郡桜井(大阪鉄道ノ桜井駅近傍)ヲ經テ式上郡初瀬ニ達スルノ間、鉄道ヲ布設シ前顯奈良初瀬間ノ旅客及貨物運行ノ利便ヲ図リ萎靡困難ノ現狀ヲ挽回致度、斯ノ如クナレハ既成大阪鐵道会社ノ營業ヲ害セサルノミカ反テ利益ヲ与フルヤ疑ヒナシ、且夫レ奈良鐵道ノ京都ニ全通スルノ日一二年ノ間ニアリ、又関西鐵道ハ柘植ヨリ岐レテ奈良マテ布設セント計画シツ、アリ、故ニ今日ニ於テ右鐵道ヲ敷設セハ、彼我相得テ充分ノ実効ヲ奏シ、大ニ公私ヲ益スルハ勿論ニシテ、一日モ猶予スヘカラサルノ事業ト確信仕候、尤此ノ両地間ハ一時ニ數千、人ヲ通行シ夥多ノ貨物ヲ運搬スルカ如キ事ナキハ既往ノ実験ニ徴シテ瞭カナレハ、條例第七条ノ軌道ヲ敷設スルノ必要ナキノミナラス、斯ハ幅員ニセハ其建設費等巨額ニシテ到底収支相償ハサル計算ニ有之候、依テ規定ノ幅員ヨリ七吋ヲ減シテ二呎九吋ニ致度目論見ニ御座候、以上叙述スル次第ナルヲ以テ鐵道会社創立ト併テ此義特ニ御許可被成下候様仕度、別紙起業目論見書并ニ略図相添此段奉願候也

(「鐵道院文書」
「鐵道博物館藏」)

とある。はじめのころの鐵道会社創設願いにくらべて、はるかに周到になっていることがわかる。ところで、はじめ輕便鐵道を予定していたが、一〇日後には普通鐵道として再申請をしている。官線と同一ゲ

ジの方が認可されやすく、将来に向けて得策と判断したのであろう。

これをうけて、鉄道会議は明治二十六年（一九一三）七月、奈良↗桜井間は問題なしとしたが、桜井↗初瀬間は大阪鉄道の先願権を重くみて、政府の調査後に決定すると結論を保留した。会社側は強く初瀬までの路線の実現をのぞみ、同年十一月には社名を奈良初瀬鉄道株式会社から初瀬鉄道に変更するなどして、その認可を得ようとした。

しかしながら、翌二十七年一月十八日、奈良↗桜井間の仮免状が下付された。桜井↗初瀬間は却下となり、この路線は勢和鉄道（伊勢と大和を結び計画）に認可があった。

奈良↗桜井間の本免許は二十七年七月に下りた（会社創立時資本金五〇万円、事務所は奈良町大字上三條）。着工は三十年八月、翌年五月には京終↗桜井間（一九一七）が完成（京終駅の敷地は同町の乾徳三郎の用地七反歩の提供をうけた）、三十二年（一九一九）十月十四日になって、奈良↗京終間が開通して（同年三月十一日からは貨物）、全線（一九一九）が開業となったのであった。これにさきだって、大阪鉄道・関西鉄道とは奈良↗京終間（一九一九）を結んでいたから、ここに大阪・京都・奈良はもちろん伊勢方面へも大環状線として利用することができるようになったのである。

関西鉄道 関西鉄道は明治二十年（一八八七）、滋賀県の阿部市郎兵衛・井伊直憲らが発起した計画に、滋賀県と大仏線 知事の中井弘（明治二十六年十一月から京都府知事）が世話をすすんだという。はじめの計画は、滋賀・名古屋・三

重・大阪・京都を結び、さらに京都から丹波を経て宮津までの路線も予定していた。創立委員代表には木村誓太郎・谷元道之（東京馬車鉄道の創始者）らがなって政府に特許申請した。

しかし、政府つまり内閣の鉄道局は、東の木曾川を渡る工事、北は丹波の山間部をとる工事は不可能と指摘したから、計画の練りなおしとなった。翌明治二十一年（一九〇八）正月二十三日にはあらためて「関西鉄道会社設立并起業ノ議ニ付請願」として、「草津↗四日市間、桑名↗四日市間、河原田↗津間の三線同時着手、六ヶ年ヲ期シ竣

功」させる予定とした。さらに「将来、政府若クハ他ノ会社ニ於テ本社出願線路中ヨリ分岐シ伊賀大和両国地方ニ延長シ、大阪鉄道会社ヨリ布設出願ノ線路ニ聯絡スル鉄道布設実施セラル、儀有之候ハ、本社全線路ヲ挙テ政府ナレハ御買上ヲ願ヒ会社ナレハ之ト合併候様可致……」(「公文」)とものべ、「定款」もそえて出願したのであった。その定款によると、本社は四日市で、会社の資本金は三〇〇万円である。このたびの出願には、同日付で三重県知事代理書記官と滋賀県知事の許可稟請がつけられていた(「公文」)。

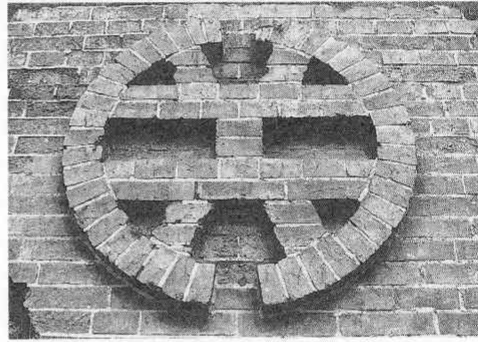
これにたいし、同年二月十三日の鉄道局長官の総理大臣宛への具申を要約すると、「これまでのいろいろな指令つまり仮免状とみなされるものは、すべて無効にして新しく免許状を下付してもよい。なお、請願中にある、将来、大阪鉄道の線路と連絡させることは望ましいことである」としている(「公文」)。出願は三月一日に認可され、「……其鉄道用地ハ国税ヲ免除ス、但シ此免許状下付ノ日ヨリ起算シ、六個年以内ニ於テ工事ヲ竣功スベシ」という総理大臣からの免許状であった(「公文」)。

さっそく、工事がすすめられ、明治二十三年(一八九〇)十一月十五日には四日市と官設鉄道の草津間(四九・)が開通、河原田(かわらだ)津間は亀山(かめやま)津間(七五・)に路線の変更を許可されて、翌二十四年の十一月四日に開通した。四日市(桑名間(二二三・))も一部線路の変更を許され、明治二十七年(一八九四)七月には桑名仮駅と結び、翌年五月、桑名駅まで開業した。この間、官設鉄道名古屋駅と接続させる苦勞をつづけ、ようやく明治二十九年(一八九六)七月に、愛知駅(官鉄名古屋駅(ら五四三・二四))を開設、関西鉄道は自社の起点とした。

これよりさき関西鉄道は明治二十六年(一八九三)二月十八日、柘植から奈良までの線路延長を申請し、三月の鉄道会議で承認された。ところが、この区間は、すでに政府の「鉄道敷設法」による予定線になっていたが、二十七年六月に認可(法律第(十三号))があり、翌二十八年一月二十八日に免許状の下付を得たのであった。ただちに着工、二十九年



大仏鉄道黒髪山（北側）トンネル



トンネル上部（「関」の文字をあらわす）

停車場として開業したが、二か月後の三十一年六月、本停車場への改造を願ひ出た。その完成ははっきりしないが、この出願についてのつぎのような一件書類（「奈良県行政資料」奈、つまり、関西鉄道本社であった三重県の知事から奈良県知事に意見の開申を求めたもので、その写しが奈良県に残されたのである。それには、添上郡長・奈良市長とも「故障無之」と回答している。そして、大仏駅の大要をうかがうことができる。

庶外第二二号

大仏仮停車場ヲ本停車場ニ改ムル願

弊社鉄道柘植奈良間線路中笠置起点九哩三十七鎖六十節七ニ当ル大和国添上郡佐保村大字法蓮ニ於テ、本年三月以来大仏駅

末には柘植（上野間）が竣工、翌年十月には上野（加茂間）を開業させた。三十一年（二六八）四月十九日になって、加茂（大仏駅）（現奈良市）間（心）が開通した。名古屋から奈良へ鉄道が通じたのである。そして、翌三十二年五月には大仏駅は奈良駅に連絡した。

大仏駅は、一条通りをこえたところ、法蓮駐在所あたりから佐保川右岸までであった。三十一年四月に仮

第二章 奈良市の成立

ト称スル仮停車場設置仕候処、旅客貨物ノ乗降追々増加ノ見込相立チ加フルニ奈良市北部ノ為メ乗降至便ノ場所ニ候間、更ニ該仮停車場ヲ其儘本停車場ニ改メ常設仕度候条、御聽許被成下度、図面及工事方法書相添此段請願仕候也

但 本文停車場ハ在来ノ施設ヲ其儘襲用シ別ニ費用ヲ要セス候ニ付、

工費予算書相省キ候 以上

関西鉄道株式会社

社長 白石 直治[㊟]

明治卅一年六月廿三日

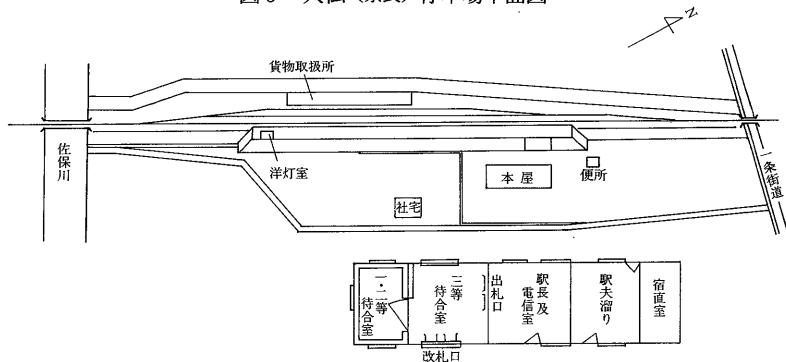
通信大臣 男爵 末松謙澄殿

工事方法書

大仏停車場建設工事方法左ニ

- 一 停車場構内盛土法面ノ勾配ハ壱割五分トシ、其法面ニハ筋芝ヲ植付クル
- 一 コト線路築造ノ仕様ニ同シ
- 一 停車場ノ築造ハ別紙図面ノ如シ
- 一 信号器ハ「セスホールシングナル」ヲ用ヒ其建設ノ位置ハ別紙図面中ニ示ス

図3 大仏(奈良)停車場平面図



「奈良県行政資料」(奈良県立奈良図書館蔵)

一 停車場本屋ハ別紙平面図ニ示ス如ク其他便所物置等ハ既設營業線路各駅ノ振合ニ準拠ス
右之通ニ候也

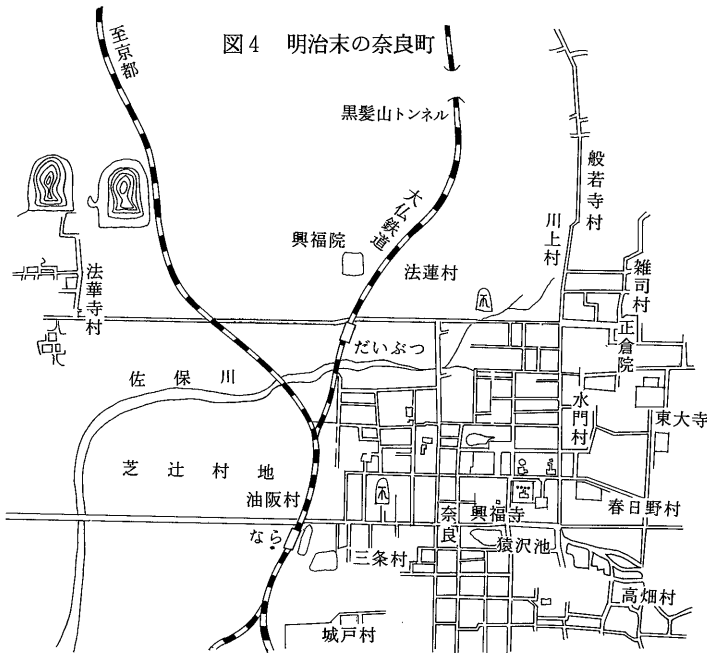
関西鉄道株式会社

主任技術者

工学士 井上徳治郎 ㊦

明治三十一年六月

これによると、仮停車場をそのまま本停車場にしたようだが、一条通りを鉄橋でこえてきた関係で、停車場構内は盛土をして、芝を植えていた。当時のたいていの鉄道同様、大仏鉄道も単線で、駅の構内は退避線もあり、あわせて三線、ホームの東に駅舎と社宅があり、北側に貨物取扱所がみえる。古老の話によれば、駅前に一軒の茶屋と人力車の帳場があるだけで、あたりは一面の田んぼだったという。駅の南はすぐ佐保川の鉄橋で、図4によると、奈良駅へは、いまの県立医科大学の運動場のところを通り、畑中踏切付近で奈良鉄道京都線に接続していたようである。



奈良街区や南北に通じる旧京街道がみられ、鉄道では「だいぶつ」駅も示されている。(旧陸地測部地図)

大仏駅の利用状況は、表25のとおりで、年々減少をつづけている。乗降客が奈良駅へ流れたためとみられるが、大仏鉄道自体の利用者も漸減していったのであろう。明治三十八年二月、奈良鉄道を合併した関西鉄道が、加茂から木津經由奈良にまでの列車を走らせ、翌三十九年八月大仏鉄道の廃止を決定、翌四十年八月大仏駅を閉鎖、十一月大仏鉄道・大仏駅とも撤去したから、大仏鉄道はわずか九年ばかりでその姿を消したことになる。

ところで、関西鉄道は自社路線による大阪乗り入れを強く望んでいた。三十年

三月から片町〜四條畷間を営業していた浪速鉄道を買収、城河鉄道（月四十七年九月四條畷）から四條畷〜加茂間の敷設権を譲りうけ、ともに関西鉄道の延長線として認可を得た。三十一年六月、四條畷〜新木津間を開通させるとともに（新木津〜加茂間は三十一年十一月）片町駅西方に網島駅を新設した。

官設の東海道線のほかに、私設の関西鉄道によっても、大阪と名古屋が結ばれたのである。

関西鉄道から さきへのべたように、関西鉄道は、明治三十一年（二六九）、木津から大阪網島へ路線を通じたが、
 国有鉄道へ このころから大阪鉄道を合併する意見が出はじめた。大阪鉄道もこれに応じて交渉をすすめたが、合併条件があわずついたんは決裂した。しかし、山陽鉄道社長松本重太郎の仲介が功を奏し、三十三年六月、大阪鉄道が全財産を関西鉄道に譲って任意解散、合併が実現した。

このころから、関西鉄道と官営東海道線との間で、大阪〜名古屋間の貨客の争奪をめぐって運賃引き下げ競争が激しくなり、三十五年八月になると、関西鉄道は手拭いなどの粗品サービスをしたりした。そのため九月には、双方で覚書をかかわして、行きすぎた競争を自粛することにし、名古屋方面では翌三十六年、名古屋商工会議による調

表25 大仏駅利用状況

	乗 車	下 車
明治32年	52,170 ^人	21,268 ^人
33年	44,638	24,333
34年	18,269	17,470
35年	13,369	13,905
36年	9,615	12,383
37年	7,089	9,223
38年	7,975	8,982
39年	3,530	3,880
40年	33	364

各年次『奈良県統計書』から作成。

停がまとまった。これをうけて同年十一月、兩者で話しあって京都と奈良間に連絡列車を走らせている。『大阪朝日新聞』(明治三十六年十一月二十一日付)によると、つぎのとおりである。

- 新橋→京都・奈良往復 二等一三三〇銭 三等七四六〇銭
- 名古屋→京都・奈良往復 一等五五二〇銭 二等三三〇〇銭
- 大阪→京都・奈良往復 二等一四八〇銭 三等一四二〇銭
- 神戸三の宮→京都・奈良往復 二等二四八〇銭 三等一四六〇銭
- 通用 新橋一五日 名古屋一〇日 三の宮一〇日間

そのあと、近畿の諸鉄道間に合併の気運が高まり、三十七年末、奈良鉄道も関西鉄道への合併を決定、翌三十八年二月七日に引き渡しを完了して解散した。関西鉄道では、加茂から新木津(いまの新木津駅ではない)までの路線と新木津駅を廃止し、三十九年八月になって、大仏線は廃線にすることを決定した。

なお、奈良県には大阪鉄道・奈良鉄道のほか南和鉄道(高田と五條間、明治三十九年開通)と紀和鉄道(五條と和歌山間、明治三十二年開通)があったが、紀和鉄道は明治三十七年八月に、南和鉄道は十二月に、いずれも関西鉄道に合併した。こうして、奈良県内の鉄道はすべて関西鉄道の傘下に入ることになった。なお、三十九年当時の一日の運行状況を示すと、表26のとおりである。

ところが、この年の三月三十一日、鉄道国有法の公布があり、関西鉄道も全国の主要な私設鉄道一六社とともに国有化の対象とされた。日露戦争の軍

表26 明治39年 関西鉄道一日列車往復回数

名古屋	5 (急行もふくむ)	七	27
湊		桃	
名古屋	18	山	25
亀山		良	
加茂	16	京	29
奈良		終	
湊	12	高	16
天王寺		田	
奈良	10	王	32
天王寺		寺	
奈良	68 (不定期もふくむ)		
天王寺			
奈良	32		
奈良			

注 名古屋～港町間
普通 6時間15～16分
急行 4時間58分

事輸送の経験から一貫輸送の必要を痛感した軍部の強い要望によるものであった。関西鉄道では、鉄道国有法が買収の対象としていた幹線にあたらないとして、総理大臣宛国有除外請願書を提出するとともに貴衆両院にも懇願書を送ったりしたが、除外はもちろん認められなかった。四十年四月四日の通信省告示第二三三号をもって、政府への引き渡し日は十月一日と指定された。その当日、湊町事務所で、関西鉄道社長と帝國鉄道庁総裁との間で引き継ぎがおこなわれ、線路四八一・五^五（未開業一九〇七、四^四をふくむ）、車両一九六五両（機關車一二一両、客車五七、貨車二七三両）など一切の財産が国に引き渡された。買収価格は三六二万九八七三円三三錢四厘であった（明治四十一、年十月決定）。こうして、県内の鉄道はすべて国有鉄道となったのである。

それから二年後の奈良駅のように、『新大和』（明治四十二年九月）に「奈良停車場概観」と題して、つぎのように報じられている。

。鉄道院西部管理局 列車運転時刻改正

山田（名古屋）行 六列車

大阪行 一六列車

京都行 一列車

桜井王寺行 九列車

。大阪行で従来、法隆寺駅で停車せず、郡山駅で停車したものが、反対になったもの一列車あり。

。京都行 午前、后各一本が上狛・棚倉・玉水・新田に不停車となる。

。山田行は龜山でのりかえを廃止、参宮に便利となる。

。奈良駅は乗客本位

前年より不景気

四月の最多日 乗 五五〇〇〇～五六〇〇〇（前年八〇〇〇）

降 六一〇〇〇余（前年七九〇〇）

八月の平均 乗 一四〇〇〇～一八〇〇〇

一日の収入 三、四月……一日二五〇〇〇～三〇〇〇円

七、八月……一日三〇〇円位

九～二月……五四〇〇～五五〇〇円

。収入の少ないわけ

京都・大阪からの往復割引券を利用するものが多い。

乗降客は湊町より上位、全国一二～二三番の現況。

貨物は零（近くでは桜井が良い）

最近は大仏殿修理の鉄材でふえている。一日に一四～二〇トン。これは奈良市の商工業の振わない証拠である。

従業員 駅長以下一三〇人（駅長の休日は月曜）

会社時代 やりがいがあつた。いま、一々、管理局の手續きでイヤになる。学ハツができた。

駅長に苦言 官風を吹かすはよくない。インギンなる訪問者を他の駅員に説明なさしむ非礼このうえなし。身いやしく

も下職を戒飾取締らざるべからざる地位にある人已にかくの如し。

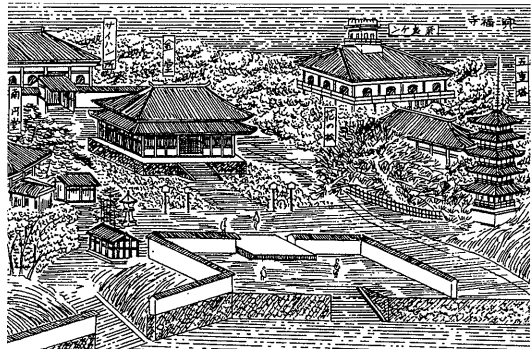
なお、明治四十一年、私鉄の買収が終わつた段階で（国内の鉄道の九〇・九）、（省が国有鉄道になつた）、鉄道を管轄する独立の官庁として鉄道院が設けられた（これまで通信省鉄道局と鉄道作業局にわかれていた。監督と現業を二元化した）。国有鉄道は、大正九年（一九二〇）から鉄道省、昭和十八年（一九四三）か

ら運輸通信省鉄道総局の管轄になり、昭和二十四年（二四〇）には公共企業体の一つとして、日本国有鉄道になったが、同六十二年（一九七）に分割・民営化された。

4 奈良公園の成立

奈良公園 寺社中心の名所としての奈良が、近代的観光都市に脱皮していくうえで大きな役割りを果たしたの誕生 のは、奈良公園であった。その成立は、明治十三年（八〇）二月のこと、興福寺旧境内と春日野の一部を含む四万四〇九二坪が、公園地に認定されたのである。

これより先、明治六年一月、政府は、「古来ノ勝区名人ノ旧跡等、是迄群集遊観ノ場所」を「万民借楽」の公園と定めるよう布達した。わが国における公園の始まりである。当地の『日新新聞』は、さっそくこの布達の全文を揚げるとともに「仏宇ノ宏麗名人ノ旧跡奈良ノ地最多シ」とし「県庁蘭幽ノ挙、豈好機会ニ非ヤ」と歓迎の論評を加えるところがあった（日新）。布達には、府県において然るべき土地を選んで伺い出るようにとあったのだが、奈良県はさしたる対応をみせないまま、堺県に合併されてしまった。明治十年、奈良の平松甚平・金沢昇平ら有志一四人が、官有地になっていた「元興福寺境内外」を公園地として一〇か年借用し、奈良県の廃止によって衰微した奈良の「復盛」の一助として、花樹を植えるなどその風景体裁を整えたい旨、堺県に願い出てその許可を得た。拝借を受けた一四人の有志は、興立舎をおこしてその維持管理にあたることもに醸金を呼びかけてその舎員をふやしていった。こうした動きがあつて明治十二年五月、堺県は、「興福寺旧境内及ヒ猿沢池近傍」の地を公園地に確定したい旨上申する。その「伺」に、「今般該区區戸長等ヨリ右確定之義出願之趣有」とみえ、但書に「該地人民



明治21年春ごろの興福寺境内（手前が遙拝所、右上方が県庁、左上方が裁判所）

兼テ結合罷在候興立舎員数拾名積立醸金之利子其他有志ノ醸集スル物品等ニテ永年維持スヘキ旨申立」とある。興立舎はその年九月「市中社寺名所旧跡案内人」（以下名所案内人と略記）の免許鑑札の交付権を得て案内所を設立、名所案内人をその統制下におき、「案内心得」なども決めて名所案内人のロキ行為（旅客を土産店などの商家に誘い代償に賄賂を受け取る）の取締まりにも乗り出したりしている。堺県からの上申は、九か月後の翌十三年二月に政府の認可が下りたわけだが、奈良公園の成立にあたっては、興立舎に結集した市民有志の力が大きかったといわねばならない（「奈良公園史」以下特記。しなやかきり同書による）。

堺県では、三月公園取締規則を制定、興立舎にその管理を委ね、中心メンバーの一人だったとみられる金沢昇平を公園取締に命じた。当時、旧金堂は奈良郡役所に転用され、南大門跡には遙拝所（明治六年、県令四条隆（平がご真影の下賜を受けつづつた）、食堂跡には堺県師範学校分局奈良学校（小学校教員伝習所）の洋

風校舎があった（明治十年八月竣工、十三年十一月奈良学校が登天路北側の細柳院跡に移ったあと東本願寺跡教場に使用されたが十六年十一月師範学校の校舎に復し、のち奈良県再設置にもない県庁舎にあてられる）。十三年五月興福寺からの再興願いが出され、翌十四年二月その認可があって（公園地になっていた敷、金堂が興福寺に返還される（郡役所は旧普門院跡に新築））。

大阪府に合併後も、公園の管理にはひきつづき興立舎があつていたが、十六年ごろから公園事務は奈良郡長の手に移され、興立舎は有名無実となつて名所案内人の制度も廃絶したらしい。

また十七年に古美術調査のため奈良を訪れたフェノロサが、三日間の滞在中一言も感想を漏らさないので、同道した九鬼隆一がたずねたところ「千数百年以前ノ美術極致ノ宝器タリ、名山近辺ニ囲繞シ天ヲ摩スル老杉ノ樹林、

神鹿徐ニ歩ミ静寂ナル公園世界広シト雖モ無シ、故ニ只々驚嘆スルノミナレバ発言言葉モ出デザリシナリ」と答えたと伝える(藤田文庫)。当時の奈良公園は、春日神社や東大寺の近辺に及んでいなかったわけだが、いまの博物館旧館のあたりはスキが生い茂り、茶畑などもみられたというし、浅茅ヶ原から飛火野にかけては鬱蒼たる木立で、荒池のあたりは沼地だったという。奈良公園が拡張整備されるのは、奈良県再設置後、明治二十年代に入ってからのことである。

公園地の拡張 明治十二年(一八九)五月堺県は、公園地の確定を上申する直前、若草山官林の名区(名勝地)編入を申請、ついで七月春日野と雲井坂の名勝地指定を上申、前者は十四年五月に風致禁伐林に指定

され、後者は十五年五月にその認可を受けることができた。公園地拡張の前ぶれだったといえようか。

奈良県の再設置にともない、奈良公園の拡張と整備に力が注がれることになった。明治二十一年七月、税所篤知事は、「春日山・嫩草山、手向山、鷺滝等近隣ノ諸勝地ヲ公園地ニ取込ミ完善至美ノ一大公園ヲ作成」することを政府に上申した(平田郡長から上申を受け、たかたちをとっている)。増大する来遊者の期待に 대응るとともに、廃頽の危機にある名勝古跡の保存をはかる、というのがその理由だったのだが、翌八月には早くも認可の運びとなった。春日野・浅茅ヶ原の名勝地をはじめ、東大寺・手向山八幡宮・氷室神社・天神社・瑜珈神社などの寺社境内地(春日神社の境内地は除く)はもとより、若草山・春日山・花山・芳山に及ぶ広大な山野が公園地に編入され、税所知事私有の惣持院山六町六反歩の寄付もあったりして、翌二十二年三月新しい奈良公園地の設定が告示された(興福寺からの願出で、二十一年七月一万八四〇〇坪が境、内地として貸与され、通拜所は撤去されることになった)。ここに旧公園地と合わせて一五〇六町八反四畝歩の奈良公園が発足することになったのである。

奈良県の再設置にともない、旧公園地の整備がすすめられていた。管理事務はひきつづき郡長に委ねられたが、二十二年一月、県では関甚吉ほか有志二〇人余り(四月から六五人に増員)を公園世話掛に委嘱、金員・樹木の寄付を集めさせ

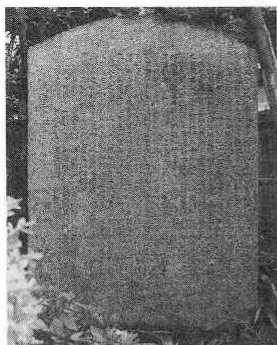
た。いっぽう花木の植栽、道路の整備、枯損木の処理、清掃などを行うほか、猿沢池の浚渫(本格的な施工は二十四年)や池畔の整備(枝垂柳やツツジの植栽)もすすめられた。二十一年中に荒池がつくられたが、これは十六年と十九年の大干魃で大きな被害を受けた三条町が、杉ヶ町・大森町(當時は城戸村)に働きかけ、共同の溜池として造成されたもので「囚徒」を使つての工事だったという(三条村文書)。

このころ奈良離宮の設置問題が起つてゐる。二十一年十二月の県会が、奈良離宮設置建議案を議決したのが発端で、翌年宮内大臣から離宮地選定の沙汰があつた。翌二十三年三月雪消沢紅葉台付近の一町二反余(内一町六反余は竹村武助の献納、他は春日神社社地)の地が御料地に確定、添上郡第二御料地と名づけられた(野御料地)。翌四月には敷地内の立木三〇〇本の代価四〇〇円が春日神社に下付されている。しかし、離宮の造営は具体化せず、御料地はそのまま放置された。三十四年武徳会奈良支部が、その一部一町三反余を馬場として借用、残る部分は翌三十五年から足掛け二〇年の間、無料で県が借用して風致を整えることになった。大正六年(一九一七)武徳会の借用地を春日神社が神鹿飼養場増設のため借用するが、離宮造営が沙汰止みになって、十四年三月、御料地は春日神社に下げ戻され、飛火野と称することになる。

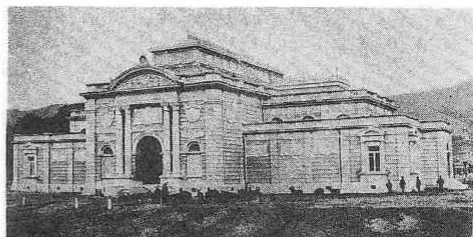
公園の改良

広大な地域が公園に編入されたのにもない、明治二十三年(一九一〇)から奈良公園特別経済(三十五年から特別会計)が予算化された。そのころから公園の改良整備が論議されるようになり、二十五年東

大寺・興福寺の旧境内地に桜楓数百本が植えられたりしたが、本格的な取組みは公園の管理が郡長から県の直轄に移された二十六年一月からのことである(このとき「奈良公園境内」も施行される)。この年造園学者小沢圭次郎が小牧昌業知事の委嘱をうけて「奈良公苑改修解」を作成、これに基づいて予算案がつくられたりしたが、二十七年古沢滋知事を迎えて積極的な施策が講じられるようになった。



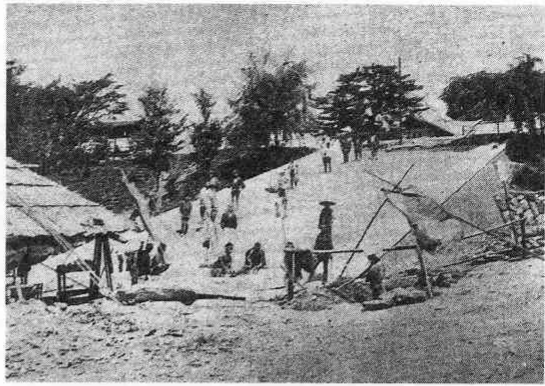
前部翁頌徳碑



帝国奈良博物館

たまたまそのころ帝国奈良博物館が建設中で、公園の整備に大きな役割りを果たした。東京・京都と並んで奈良にも帝国博物館を設置することが決まったのは、二十二年のことであった。春日野の官有地四町二反余のほか、民有地三町七反余を買い上げ（廃絶した堂舎の跡地が民有地になっていた）、計七町九反八畝余がその敷地に用意され、翌二十三年御料地に編入された。この年の暮れ、奈良の町民有志が旧大乘院門跡地にあった茶室含翠亭を買い取って博物館に寄付、二十五年敷地構内に移築されて八窓庵と名づけられた。博物館の建築工事は、二十五年六月に始まり、二十七年十二月に竣工、翌年四月に開館の運びになった（三十三年奈良帝室博物館と改称）。その年県庁も登大路の北側（現県文化会館の敷地）に新築移転する。博物館は煉瓦造りの洋風建築（設計は宮廷建築家片山東熊、設計は熊野オ・パロック様式）、県庁舎は洋風様式を取り入れた木造建築（設計は長野宇平治、アム、リ方式木骨構造を採用）、ともに公園の玄関口を飾ることになった。

古沢知事は、二十七年六月奈良公園改良諮詢会を発足させた（二十五年県会建議が、あった）。改良評議員一五人中奈良町の有識者は六人、他は今村勤三（現置原町、後初代）（現置原町）、（現置原町）、（現置原町）ら県下各地の有力者であった。大々的な改良計画がたてられ（花樹の栽植、道路・溝渠の修築、石段・石堤の修繕、春日山・花山への杉櫨の植栽など）、二十七年、八の両年にわたって実施に移されたが、山林部の植栽については、委員の一人であった吉野の山林王土倉庄三郎が指導的役割りを果たした。また、このとき八木町（現置原町）小房の前部重厚が顧問に招かれて造園の指導にあたった。前部は文政十一年（一八〇〇）高取藩大庄屋の家に生まれ、谷三山や篠崎小竹に学んで



五十二段の工事（石田貞雄氏蔵）

芝村藩の儒官となったが、維新後県庁に入り、大阪府会議員をつとめたあと八木町の初代町長にあげられた人で、当時六七歳、園池愛好家としても著名であった。公園の改良にあつての彼の構想は自然のままの姿を生かすことであつたといわれ、小房観音にある前部翁頌徳碑にも「経営二年、修其一辺、按排措置実如『天然』」とある。奈良公園の景観は、彼によってその基礎が固められたといえよう。円窓亭（もと春日社頭にあつた経蔵）の浅茅ヶ原片岡梅林への移建、浅茅ヶ原の水路新設、五十二段の修築、月日街道の開削などが行われたのは、このときのことである。なお、県では二十八年四月「案内人取締規則」を制定、案内人は警察署から鑑札を受け組合をつくることを認められている。

この時期手向山八幡宮境内などの風致改良もすすめられ、二十七年に紅楓瀑布がつくられている。土屋弘撰文の碑が建っているが、のちに博物館総長になった森鷗外もここに遊び、『寧楽訪古録』大正八年（一九一七）十一月十六日の項に「参院。帰途三登若草山。至所謂楓滝而還」と書きとめている。